# 研究所報

No.50

サービス分野の生産物分類

2019年1月

法政大学

日本統計研究所

# 研究所報

No.50

サービス分野の生産物分類

2019年1月

法政大学

日本統計研究所

#### はじめに

政府は、抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備等を、政府一体となって強力に推進するため、統計改革推進会議を開催した。その「最終取りまとめ(平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定)」において、GDP 統計の基盤となる産業連関表の供給・使用表(SUT)体系への移行、さらに SUT 体系に移行するための基盤整備として 2018 年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類の整備、また 2023 年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行うことが記された。

これを受けて総務省では「生産物分類策定研究会」(座長 立正大学教授宮川幸三)を設置し、生産物分類の策定を開始した。今回の生産物分類策定の特徴は、サービス分野については「2018 年度まで」という非常に短期間で行わなければならなかったことである。そのため同研究会は月1~2 回という尋常でないペースで進められた。関係者は精力的にサービス分野の実情を調査し、分類のあり方を検討していった。さらには、海外の生産物分類を積極的に参考にして構築することにした。海外における代表的な生産物分類には米国の North American Product Classification System (NAPCS)、EU の Classification of Products by Activity (CPA) がある。そこでNAPCS と CPA の概念等について調査することになったが、文献調査だけではなかなか実情がわからなかった。法政大学日本統計研究所では2018年3月に元オーストラリア統計局員ノーベルト・ライナー(Norbert Rainer)氏、EU 統計局のアナ・フランコ(Ana Franco)氏、米国センサス局のフェイ・ドーセット(Fay Dorsett)氏をわが国に招聘し、法政大学市ケ谷校舎において EU 及び米国の生産物分類に関する国際ワークショップを開催したが、これにより海外の生産物分類の詳細がかなり明らかになった。本稿の論文の内容は、国際ワークショップで提供された資料等に依拠しているところが多々ある。ノーベルト・ライナー氏、アナ・フランコ氏、フェイ・ドーセット氏には深く感謝申し上げたい。

本所報に収録された宮川論文は NAPCS を例にとり、生産物分類の必要性やあるべき姿を示すとともに、日本の生産物分類体系や経済統計に関する今後の課題について検討している。また菅論文は CPA の基礎となった CPC の成立から始まって CPA へと発展していく過程を明らかにし、CPA が産業起源基準という特徴を持つことになった事情を明らかにしている。中村論文は SNA における生産物についての諸概念と、基本的にはこれらと整合的な CPC との関係、SNA の資産分類、経済的性質および目的別支出分類等について考察している。植松・永井・坂田論文は、海外の生産物分類を参考に進められているわが国の生産分類策定状況について論じている。

2019 年 1 月現在、生産物分類策定は順調に進んでいる。本所報に収録された論文が、わが国の生産物分類の発展に貢献できれば幸いである。

2019年1月 法政大学日本統計研究所

## 目次

生産物分類の必要性と北米生産物分類(NAPCS)

1

立正大学経済学部 宮川 幸三

EU の生産物分類(CPA)について

11

法政大学経済学部 菅 幹雄

国民経済計算と生産物分類

21

法政大学理工学部 中村 洋一

我が国における生産物分類策定の現状と課題

33

総務省政策統括官(統計基準担当) 植松良和、永井一郎、坂田大輔

# 生産物分類の必要性と北米生産物分類(NAPCS)

宮川 幸三(立正大学経済学部)

## はじめに

統計改革推進会議「最終とりまとめ」(平成 29 年 5 月) <sup>1</sup>において、GDP 統計を軸にした経済統計の改善策の一環として「GDP 統計の基盤となる産業連関表の供給・使用表 (SUT) 体系への移行」が提唱され、SUT 体系に移行するための基盤の 1 つとして我が国においても生産物分類を整備することとなった。現在は、総務省における生産物分類策定研究会において検討が行われており、2020 年度末までにサービス分野の生産物分類体系が整備されることになる。また 2023 年度までに財分野についても生産物分類を整備するとともに、産業分類についても見直しを行うことが予定されている。

本稿では、日本の生産物分類の整備に先立ち、アメリカ、カナダ、メキシコの 3 か国で使用される生産物分類である North American Product Classification System (NAPCS) を例にとり、生産物分類の必要性やあるべき姿を示すとともに、日本の生産物分類体系や経済統計に関する今後の課題について検討する。以下では、「分類概念」「階層構造」「統計における利活用」という 3 つの側面から、NAPCSの実態を明らかにする。

## 1. 分類概念

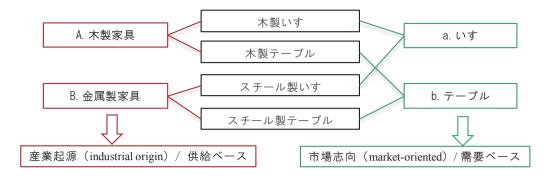
図 1 は、生産物の分類概念について示したものである。ここでは例として、「木製いす」「木製テーブル」「スチール製いす」「スチール製テーブル」を 2 つのグループに分割するケースについて考えている。製品の素材や生産技術が類似したものを同一のグループに統合する場合、図 1 左側のように「木製家具」と「金属製家具」という 2 つの部門を考えることができる。これは産業起源(industrial origin)あるいは供給ベースの分類概念と呼ばれるものである。一方、製品の用途が類似したものを統合する場合、図 1 右側のように「いす」と「テーブル」という 2 つの部門を考えることができる。これは市場志向(market-oriented)あるいは需要ベースの分類概念と呼ばれるものである。

NAPCS については、「サービスと財に関する包括的な需要/市場志向型の分類体系である」と明示されており $^2$ 、図 $^1$ でいえば右側の需要ベースの概念に基づく体系となっている。この点はNAPCS の重要な特性の $^1$ つである。ただし全ての生産物分類が必ずしも需要ベースに基づくわけではなく、例えば欧州の生産物分類である Statistical classification of products by activity (CPA) は、産業起源/供給ベースの体系であるとされている $^3$ 。

<sup>1</sup> 統計改革推進会議ホームページ (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/、最終アクセス日: 2018年 11月 26日)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> アメリカセンサス局 NAPCS ホームページ(https://www.census.gov/eos/www/napcs/index.html、最終アクセス日:2018年11月26日)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> CPA によって規定される各生産物は、欧州の産業分類である Statistical classification of economic activities in the European Community (NACE)における 1 つの産業分類に付随するものとされており、このことからも CPA が産業起源の体系であることがわかる。



NAPCSは「サービスと財に関する包括的な需要/市場志向型 (demand/market-oriented) の分類体系」である。(CPAは産業起源)

出典: 菅・宮川 (2008) より、一部改訂。

図 1. 分類概念

NAPCS において、なぜ一貫して需要ベースの概念が採用されたのか、という点について考えるためには、北米産業分類体系 North American Industrial Classification System (NAICS)における分類概念と比較する必要がある。NAICS のマニュアル  $^4$ によれば、NAICS では一貫して生産指向型 (production-oriented) の概念が導入されており、NAICS とNAPCS は異なる概念のもとで完全に独立した体系として構築されている。図  $^2$  は、通信に関連する NAICS 産業と NAPCS 生産物の関係を例示したものである。

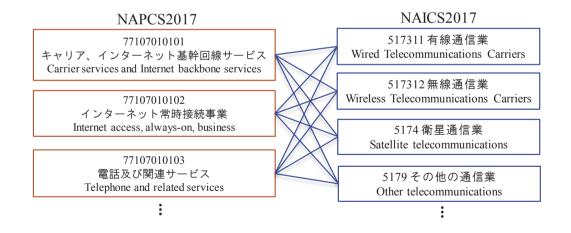


図 2. NAPCS と NAICS の対応関係

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> North American Industry Classification System, United States, 2017 (https://www.census.gov/eos/www/naics/2017NAICS/2017\_NAICS\_Manual.pdf、最終アクセス日: 2018年11月26日)

図 2 左側は NAPCS の生産物を、右側は NAICS の産業を表しており、各産業が各生産物を 産出している場合に、当該産業と当該生産物を線で結んだ図となっている。これをみれば、単一の 産業が複数の生産物を産出している一方、単一の生産物は複数の生産物によって生産されてお り、産業と生産物は多対多の関係になっていることがわかる。

これに対して図 3 は、欧州の産業分類である NACE と生産物分類 CPA の関係を示したものである。欧州の体系では、単一の産業が複数の生産物を産出しているという点は北米のケースと同様であるが、単一の生産物は単一の産業によって産出されることとなっている。つまり産業と生産物は1対多の関係にある。

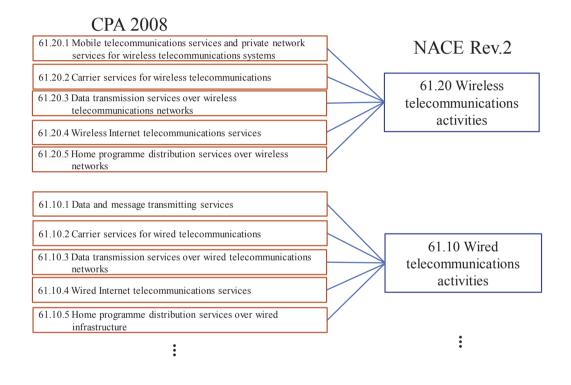


図 3. CPAとNACE の対応関係

NAPCS と NAICS のような一見複雑な体系を構築することのメリットの 1 つとして、分析目的との対応を考えることができる。例として、通信業の生産性に関する時系列比較や国際比較を行うケースを考えれば、類似した生産技術を持った生産活動同士を比較することが重要であろう。これはすなわち、有線・無線・衛星といった生産技術の違いによって分類された産業ごとに比較を行うことを意味している。一方で、インターネットを利用したサービスの市場規模に関する時系列比較や国際比較を行う場合、インターネット基幹回線サービスや常時接続事業など、インターネットに関連する生産物の合計を比較すべきであろう。このように、生産性の計測など供給サイドの分析には産業分類を用い、市場シェアの把握など需要サイドの分析には生産物分類を用いるといったように、分析

の目的に応じて分類体系を使い分けることが可能となる点は、北米の分類体系におけるメリットの1つであり、生産物分類の重要な役割である。

一方これまで我が国では、生産物分類は存在せず<sup>5</sup>、全ての分析に日本標準産業分類(JSIC)を適用せざるをえなかった。それゆえ、JSIC は需要/市場指向と生産指向が混在する体系であった<sup>6</sup>。しかし現在検討されている生産物分類は、基本的には需要/市場指向の体系として構築されるため、これにより日本においても需要サイドの分析を行うための基盤が整備されることになる。ただし供給サイドの分析における精度を高めるためには、JSIC を生産指向型に改めることが必要であり、この点は生産物分類に続く重要な課題である。

## 2. 階層構造

NAPCS の体系は 6 つのレベルを持つ階層構造から成り立っており、NAPCS2017 では粗い分類から順に 24 の section、61 の subsection、172 の division、276 の group、497 の subgroup、1,167 の trilateral products が設定されている。

表 1. NAPCS 2017 section リスト

コード	タイトル
11	食品、飲料、タバコ生産物(未加工の農産物を除く)
14	被服、履物、アクセサリー及び関連生産物
17	住宅及び関連生産物
21	家庭用品、身の回り品及び関連生産物
24	家庭用娯楽、レクリエーション、文化生産物(家庭用ペット及び関連生産物を含む)
27	自動車、軽量トラック、地域旅客運送サービス及び関連生産物
31	レジャー、長距離旅行、観光旅行、宿泊に関する生産物
34	教育サービス、個人用ヘルスケア及び関連生産物、他に分類されない公的・コミュニティ・社会サービス
37	パーソナルケア及び関連生産物(葬儀生産物を含む)
41	他に分類されない金融、保険及び関連生産物
44	法務及び関連生産物
47	アパート、非住居用建築物及び関連生産物
51	機器及び関連生産物
54	知的財産及び関連生産物
57	労働供給及び関連する生産物(人的資源管理コンサルティングサービスを除く)
61	燃料、公益事業、廃棄物管理、環境復旧サービス及び関連する生産物及びサービス
64	商品輸送サービス及び関連生産物
67	生産向け材料、消耗品及び関連生産物(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)
71	サービス向け材料及び消耗品(芝生、造園サービスを除く)
74	科学技術サービス
77	広告、広報及び通信・情報サービス
81	会計、経営、管理及び各種サービス
84	受託製造及び関連サービス
87	行政サービス

出典:総務省政策統括官(統計基準担当)(2017)より、一部改訂。

表 1 は、section の名称を示したものである。 前半のコード 11 から 47 までは、主に個人(家計)

<sup>5</sup> 日本標準商品分類は存在するが、サービスを含まず、平成2年6月以降改定もなされていない。

 $<sup>^{6}</sup>$ 「日本標準産業分類一般原則」(http://www.soumu.go.jp/main\_content/000286955.pdf、最終アクセス日:2018年11月26日)によれば、分類の基準として(1)生産される財又は提供されるサービスの種類(用途、機能等)、(2)財の生産又はサービス提供の方法(設備、技術等)、(3)原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの(商品等)の種類があげられており、(1)は需要/市場指向、(2)は生産指向の分類概念であると考えられる。

が消費する生産物が、後半のコード52から87までは、主に企業向けの生産物が格付けられており、需要先に応じて section が区分されていることがわかる。また section の1つには「レジャー、長距離旅行、観光、宿泊生産物」と名付けられた部門があり、表2はその内訳となる subsection を示している。そこでは、レンタカー、長距離旅客輸送、パッケージツアー、旅行保険、宿泊、旅行鞄の製造・販売など、多岐に渡る財・サービスが格付けられている。これらは、需要側からみれば長距離観光という単一の目的・用途のもとで消費されるものであるが、産業分類でいえばサービス業、保険業、製造業、商業といった大分類レベルで異なる複数の産業から産出されるものである。このように、NAPCSでは、階層構造においても前項で述べた需要/市場指向というNAPCSの特性が一貫して適用されており、産業分類とは完全に独立した体系として構築されている。需要/市場指向型の階層構造を適用することにより、例えば近年成長著しい観光の市場規模を把握するといったことも可能となる。従来の産業分類体系だけでは困難であった需要側の視点に基づく経済規模を把握できる点は、生産物分類が担う重要な役割の1つである。

表 2. NAPCS 2017 section 31 の内訳

コード	タイトル
31	レジャー、長距離旅行、観光旅行、宿泊に関する生産物
311	モーターホーム、トラベルトレーラー、キャンピングカー及び関連生産物
312	自動車・軽量トラックの賃貸
313	長距離旅客輸送サービス
314	観光旅行サービス
315	旅行の手配、予約、計画、支援サービス
316	旅行保険サービス
317	旅行者用宿泊施設
318	その他レジャー・旅行生産物

※総務省政策統括官(統計基準担当)(2017)より、一部改訂。

ただし、今回の生産物分類構築の契機ともなった「SUT における部門」という観点から生産物を考えた場合  $^7$ 、需要/市場指向の階層構造に従って統合された部門をそのまま SUT の生産物部門として適用できるのかどうかという点については更なる議論が必要である。むしろ CPA のように産業分類の各部門に付随して生産物を規定する構造が利点を持つ可能性もある。実際に公表されているアメリカの 2012 年 SUT (405 部門表)では、ほぼ全ての生産物  $^8$ と産業に同一名称・コードが振られ、NAICS との対応関係も明示されている。階層構造をどのような概念で構築すべきか、という点は日本の生産物分類にとって今後の重要な検討課題の 1 つである  $^9$ 。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 前出の統計改革推進会議「最終とりまとめ」では、GDP 統計の精度向上を目的として SUT 体系を導入すること が提言されており、それに伴って生産物分類体系の構築が進められることとなった。

<sup>8</sup> そもそもアメリカの SUT の部門については、生産物を意味する product ではなく、実際には commodities と表記されている。(https://www.bea.gov/industry/input-output-accounts-data、最終アクセス日: 2018 年 11 月 26 日)

<sup>9</sup> 階層構造は、唯一のものである必要はなく、最も詳細な生産物部門は共通としながら、CPA 型の産業起源の階層構造とNAPCS 型の需要/市場指向の階層構造の2種類を整備するといった方法も考えられる。

## 3. 統計における利活用

生産物分類を実際の統計においてどのように活用するか、という点は、生産物分類に関する最も重要な論点の 1 つである。以下では、一次統計における活用としてアメリカ経済センサスの事例を、二次統計における活用として GDP 推計の事例を取り上げ、生産物分類の必要性について論じる。

## 3.1 経済センサスでの活用

アメリカの経済センサスは、西暦年の末尾が2および7の年に実施される事業所・企業に関する調査である。農林水産業・公務を除くほぼ全ての産業を対象としており、調査結果は GDP 推計や SUT 作成時の基礎データとして使用されている。この点は、日本における経済センサス・活動調査の結果が GDP や産業連関表の推計に用いられている点と類似している。2017年のアメリカ経済センサス調査では、約800種類に上る産業部門別調査票を用いてオンライン調査が実施された10。調査票には、産業の種類ごとに異なる生産物の名称がプレプリントされており、詳細な生産物ごとに売上額等を調査している。

比較項目	1997年銀行	2002年銀行	2002年証券
調査票ページ数	3ページ	16ページ	14ページ
NAPCSの適用	なし	あり	あり
収入に関する調査項目数	35種類	168種類	121種類
調査項目の内容	大部分が銀行業 務に関連	168のうち96が証 券業務に関連	121のうち99が証 券業務に関連

表 3. NAPCS 導入前後の調査票比較

※Murphy (2005)より作成。

表 3 は、NAPCS 導入前の 1997 年経済センサスにおける市中銀行業の調査票と、NAPCS 導入後の 2002 年経済センサスにおける市中銀行および証券業の調査票を比較したものである。銀行業調査票についていえば、調査票のページ数が 3 ページから 16 ページに増大し、収入に関する調査項目も 1997 年調査の 35 種類から 2002 年調査では 168 種類まで急増している。この 168 種類は NAPCS の分類を基本としており、NAPCS 導入によって極めて詳細な生産物についての調査が可能となったことがわかる。これだけ詳細な調査を行えば、記入者負担の増大に伴う回収率の低下が懸念される。しかし Murphy (2005)によれば、調査項目数が増加したにも関わらず回収率は必ずしも低下しなかったという。これは、従来の粗い調査項目に回答する際には手元の会計データを集計する作業が必要であったのに対し、よく定義された生産物分類を適用することにより、会計データをそのまま転記できる項目が増加したためであると考えられる。必ずしも回収率を低下させることなく詳細な情報を収集できるとすれば、この点は生産物分類導入の大きなメリットの 1 つであろう。しかしながら、このようなメリットを最大限享受するためには、回答可能性や記入者負担を考慮しながら分類を構築する必要があり、これは日本の生産物分類構築に際しての大きな課題である。

表 3 より、銀行業調査票と証券業調査票の内容を比較すれば、銀行業調査票の項目として証

<sup>10 2012</sup> 年までは郵送とオンライン調査が併用されていた

券業務に関連するものが多く含まれており、その数は証券業調査票 99 に対して銀行業調査票 96 と、両者はほぼ同レベルにある。このような設計により、銀行業が産出する証券業務関連サービスを詳細に把握し、証券業が産出する同サービスと比較することも可能となる。このように、複数の産業部門から同一のサービスが産出されるようなケースに関して、産業別・生産物別の売上額を正確に比較できる点は、産業分類と完全に独立な体系として構築された NAPCS のメリットの 1 つである。

ここで取り上げた事例は、一部のサービス業に関してNAPCS が初めて導入された 2002 年の試験調査についてであるが、最新の 2017 年経済センサスでは全産業にわたって NAPCS が導入された。2017 年調査は全面的なオンライン調査として実施されており、銀行業と証券業のように明らかに関連性があると思われるケースだけでなく、全ての産業が全ての詳細な生産物別の売上額等を回答できるようなシステムが提供されている。表 4 は、2017 年経済センサスにおける、NAPCS の実際の適用事例を示したものである 11。

表 4. NAPCS の 2017 年経済センサスへの適用

NAPCS trilateral products				
31701010101	旅行者用の部屋・ユニット式宿泊施設			
1				

	<b>v</b>			
	2017 NAPCS Based Collection Code			
7003825000	旅行者用の部屋・ユニット式宿泊施設	Broad line		
7003825003	旅行者用の部屋・ユニット式宿泊施設、メイドサービス付き			
7003825006	旅行者用の部屋・ユニット式宿泊施設、メイドサービス無し	Detail line		
7003825009	旅行者用のルームシェア宿泊施設			

まず、上段にある「31701010101 旅行者用の部屋・ユニット式宿泊施設」は、NAPCS2017 の trilateral products の 1 つである。一方下段の表には、実際にアメリカ経済センサスに適用された生産物が示されている。この表からもわかるように、アメリカ経済センサスでは NAPCS が直接的に用いられているわけではない。下段の表 1 行目の「7003825000 旅行者用の部屋・ユニット式宿泊施設」は Broad line と呼ばれており、経済センサス調査では、全産業に対して Broad line 生産物の調査が実施される。これに対して 2 行目以降の品目は、Broad line 生産物を更に細分化した詳細品目を表しており、Detail line と名付けられている。Detail line 生産物に従う調査は、主たる生産物の1 つとして当該生産物を生産する産業においてのみ調査される。表 4 のケースでいえば、宿泊業において、2 行目以降の Detail line 生産物に関する調査が実施されることになる。表 4 では、上段の NAPCS trilateral products と Broad line がたまたま一致しているが、一致しているケースは Broad line 全体の 20%程度であり、それ以外の生産物については、NAPCS trilateral products よりも更に細かい生産物が Broad line として設定されている。主たる生産物以外の生産物の産出を幅広く把

<sup>11</sup> 表 4 を含む経済センサスへの NAPCS の利活用に関する記述の多くは、2018 年 3 月 8 日・9 日に実施された「EU 及び米国の生産物分類に関する国際ワークショップ」における、Fay Dorsett 氏 (U.S. Census Bureau, Classification Development Branch Chief) の発表およびアメリカセンサス局ホームページ (https://www.census.gov/programs-surveys/economic-census.html、最終アクセス日: 2018 年 11 月 26 日) に基づいている。

握することは、生産物分類導入の重要な目的の1つであるが、あまりにも数多くの生産物について回答を求めることになれば記入者負担が増大することになる。アメリカ経済センサスにおける「各産業が生産する生産物のうち、主たる生産物についてのみ詳細な調査を実施する」という上述のようなシステムは、幅広い生産物に関する情報を効率的に収集するという点において、1つの有効な方法となるであろう。日本の状況を顧みれば、経済センサスにおいてどの程度の詳細さで生産物分類を適用するのか、主たる生産物とそれ以外で粒度を変更するか否か、といった問題については現在のところ議論が開始された段階である。今後は、経済センサスにおける具体的な適用方法に関する方針を決定するとともに、その結果を生産物分類の作成にフィードバックするようなことも必要となる。

またそもそもアメリカの経済センサスでは、前述のように約 800 種類に上る調査票を使用して大規模なオンライン調査を実施しており、このことこそが NAPCS に基づく詳細かつ幅広い生産物ごとの調査を可能にしている。生産物分類導入の効果を最大限享受するためには、日本の経済センサスにおいても調査票体系の見直しやオンライン調査の拡充が望まれる。

## 3.2 GDP 推計での利用

二次統計である GDP 推計への活用という点でいえば、生産物分類の大きなメリットの 1 つは、各生産物の需要先を特定化できる点である。表 5 は、NAPCS2017 における法務関連サービスの一部を示している。

コード	タイトル
44	法務及び関連生産物
44101	個人向け法務及び関連生産物
44101010101	法務サービス(刑法)
44101010102	法務サービス(遺言・財産権・信託財産)
44101010103	法務サービス(家族法)
44102	他に分類されない法務及び関連サービス
4410201	他に分類されない法務サービス
44102010101	法務サービス(不動産法)
44102010102	法務サービス(企業法・商法)
44102010103	法務サービス(民事過失法)
44102010104	法務サービス(労働法・雇用法)
44102010105	法務サービス(その他の民事法)
4410202	法務専門家立会いサービス
:	:

表 5. NAPCS2017 法務関連サービス

最も特徴的な点は、個人向けサービスとそれ以外が区分されている点である。詳細な trilateral products レベルでは、適用される法律の種類によって生産物が定義されており、それによってある程度需要先を特定化することが可能となっている。個人向けは家計消費として GDP に含まれ、企業向けは中間投入として GDP に含まれないことを考えれば、NAPCS で個人向けとそれ以外が区別されることにより、GDP の推計精度向上につながる可能性がある。ただし個人向け以外を表す「他に分類されない法務及び関連サービス」の中には、不動産法、民事過失法、労働法・雇用法などのように、企業だけでなく個人を対象とした訴訟にも関連する法律が含まれていることから、

NAPCS によって調査を実施すれば完全に家計消費分を分離できるということではない。NAPCS を適用しないケースでは、何らかの案分比率を用いて法務関連サービス全体を家計向けと企業向けに分割しなければならなかったのに対し、NAPCS の適用により「個人向け法務及び関連生産物」に該当する部分を 100%家計向けであると特定できれば、たとえ家計向けと企業向けが混在する「他に分類されない法務及び関連サービス」を案分したとしても、法務関連サービス全体の推計精度は向上することになるであろう。

しかしながら、「需要先の特定化をどのレベルまで生産物分類に取り込むべきか」、言い換えれば「用途や機能が類似したサービスを需要先の違いによってどこまで区別すべきか」という点については更なる議論が必要である。この点に関して日本の生産物分類に関する「生産物分類策定の基本的な考え方(修正案)<sup>12</sup>」では、分類基準の第1番目に「生産物の需要先:中間消費、民間又は政府の最終消費、固定資本形成、輸出など、その需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討する。」といったことが定められている。この基準に従えば、たとえ当該生産物が同質であったとしても、生産物分類として両者を区分することになる。一方で、上記の分類基準の最後には「一般的に認識される生産物の特性の違いや国際比較可能性についても考慮する。」といった一文もあり、この場合には特性の異なる生産物を区分することになる。またNAPCSに関していえば、まったく同じ生産物を需要先の違いのみによって区分している事例は見つからない。

例えば、まったく同じペンを企業と家計が使用する場合に、企業向けのペンと家計向けのペンを別の生産物として定義すべきか否か、という問題に対しては、理論的な問題以前に、統計調査において両者を区別して把握すること自体が不可能であろう。しかし生産物の中には、たとえ同質の生産物であっても統計調査において需要先ごとに識別が可能であるような事例も存在する。乗用車の修理サービスなどがこれに当たり、同じ車種の乗用車に対して同じ修理サービスを提供したとしても、車検証を確認することによって企業向けと家計向けを識別することが可能であるという。このようなケースについて、生産物分類において企業向けと家計向けを区別すべきか否か、という点については、区別することのメリットとデメリットを十分に吟味したうえで、今後慎重に検討する必要があろう。

## 4. まとめと今後の課題

本稿では、「分類概念」「階層構造」「統計における利活用」という3つの側面からNAPCSの実態を明らかにするとともに、生産物分類の必要性や日本における課題について考察してきた。生産物分類導入のメリットとしては、以下のような点をあげることができる。まず単純に、詳細な生産物ごとに調査を行うことができる点は、生産物分類導入のメリットの1つである。また、NAPCSのように市場志向/需要ベースの概念に基づいて構築されている生産物分類では、産業起源/供給ベースの産業分類とは独立した体系であることにより、単一の生産物が複数の産業において生産されているケースにおいて、それらを比較することが可能である。更に、市場規模の把握など需要サイドの分析には生産物分類に基づく統計データを使用し、生産性比較など供給サイドの分析には産業分類に基づく統計データを使用する、といったように、分析目的に応じて最適な分類体系の

<sup>12</sup> 生産物分類策定研究会第5回会議資料より。

<sup>(</sup>http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/product\_classification/02toukatsu01\_04000233.html 、最終アクセス日:2018 年 11 月 26 日)

使い分けを可能にする点も、生産物分類の重要な役割であろう。また二次統計に関連するメリットとしては、生産物の需要先を特定化することにより GDP 統計の精度向上に資する点をあげることもできる。

本稿で取り上げたポイント以外にも、生産物分類を考える際に重要な論点は存在する。例えば、知的財産の取り扱いも重要な論点の 1 つである。NAPCS では、契約に基づいて生産される知的財産(請負)、権利の販売、使用許諾、貸与など、実際に取引が発生したもののみが生産物として定められている。そのため、取引が発生しない知的財産のオリジナルの生産については生産物として取り扱わないこととされている。これに対して CPA では、知的財産のオリジナルも生産物とされている。日本における生産物分類の検討段階では、CPA に近い取り扱いがなされているが、一次統計調査において知的財産のオリジナルを調査項目とすべきか否か、調査するとしてどのような方法で調査を実施するのか、といった点についてはまだ十分な議論はなされておらず、今後の課題の1つとなるであろう。

また、他の生産物分類や国際分類との整合性をどの程度考慮すべきか、という点も重要な論点である。2017 NAPCS は、2012 Harmonized System (HS)、2010 Extended Balance of Payments Services classification (EBOPS)と接続されており、HS を経由すれば Central Product Classification (CPC)とも接続可能であるという。日本の生産物分類の検討段階においては、こういった他の分類との整合性についてはあまり考慮されておらず、その点は今後検討する必要がある。

現在日本では、生産物分類の検討が順調に進められており、2019 年 3 月末までにサービス分野の生産物分類体系が完成することになる。しかし本稿でも述べたように、生産物分類導入のメリットを十分に享受するためには、生産物分類自体の構築に加えて、産業分類体系の分類概念変更も含む大幅な改定や、経済センサス調査を含む一次統計におけるオンライン調査の全面的導入および調査票の拡充など、周辺の様々な要素も含めた産業統計体系全体にわたる改善を進めてゆくことが必要不可欠である。特に産業分類に関しては、冒頭にとりあげた統計改革推進会議「最終とりまとめ」において、2023 年度までに『生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会情勢に合わせた産業分類の見直しを行う』ことが明記されている。これは 1 つの大きな進展ではあるが、生産物分類に関する『用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する』という明確な記述と比較して、婉曲的な表現になっていることは否めない。これは過去のデータとの接続可能性や JSIC が統計データのみに利用されているわけではない点に配慮したものであると思われる。しかし統計改革の最も大きな目的である GDP 統計の精度向上や、供給サイドの分析への活用という観点からいえば、どこまで一貫して産業起源/供給ベースの概念に基づいて産業分類体系を再構築できるか、という点は、今後の統計改革の成果を決定づける重要なポイントとなるであろう。

## 参考文献

Murphy, John B. (2005) "Testing NAPCS Products in the 2002 Economic Census: Successes and Lessons Learned" Prepared for the 20th Session of the Voorburg Group.

菅幹雄・宮川幸三 (2008)『アメリカ経済センサス研究』、慶應義塾大学出版会。

総務省政策統括官(統計基準担当)(2017)『北米生産物分類システム(NAPCS)2017 年第 1.0β 版(仮訳)』

# EUの生産物分類(CPA)について

菅 幹雄(法政大学経済学部)

### はじめに

CPA は、共通の性質を持つ財・サービスを分類するため、国連中央生産物分類(Central Product Classification, CPC)の欧州版として EU 統計局(EUROSTAT)が策定したものである。 CPC はその策定に当たって生産物の性質と産業起源(industrial origin)の両方を考慮して策定された。なお産業起源とは同一の産業のアウトプットである生産物を同じグループとしてまとめる考え方である。産業は主として投入構造に基づいて分類されているから、産業起源ということは、生産物を投入構造に基づいて分類することになる。

産業起源(投入構造)をより重視すべきであるという考えから、CPC の欧州版として EU 統計局 (EUROSTAT)が策定したのが CPA である。CPA は 1993 年に策定され、1996 年及び 2002 年に更新された。2008 年に NACE(EU 産業分類) 改定第 2 版に準拠した新しい版が導入され、2014 年に改定され、2015 年から使用されている。CPA の現在の版は CPA Ver 2.1 である。

NAPCS は需要サイドあるいは用途に基づいて分類するという考え方なので、産業起源(投入構造)を重視するCPAとは分類概念が異なる。現在策定中のわが国の生産物分類はGDP統計の精度向上という観点から、NAPCS のように需要サイドあるいは用途に基づいて分類するという考え方を重視している。CPA の産業起源(投入構造)を重視する考え方は、従来のわが国の産業連関表の部門設定の考え方に類似している。

#### 1. CPA の基礎となった CPC

CPA の基礎となったのは CPC である。したがって、CPA を理解するためには CPC それ自体の理解と、両者の違いが明確であることが必要である。そこで CPC の成立過程をまず追っていく。

CPC の必要性が認識されたのは 1970 年代初期、国際分類の調和を目指すイニシャティブにおいてである。 1972 年の第 17 回国連統計委員会 (Statistical Commission) 1、1973 年の欧州統計家会議 (Conference of European Statisticians) 2第 21 回会合、さらにはこれら2つの組織及び国際機関の事務局が出席した合同会合において、さまざまな国際分類の調和させる必要性について一般的な合意がなされた。ただし、このような財・サービスを包括する理想的な分類の必要性が認識されたとしても、それが実現するためには、その基礎となる実務的で十分に詳細な分類がなければならない。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 国連統計委員会(以下「統計委員会」という。)は、1947 年に設立され、国際的な統計システムの頂点に位置する存在であり、各統計委員会メンバー国の国家統計機関のトップが一堂に会する会議。(2) 特に国際レベルでの各種統計活動に係る最もハイレベルな機関。(3) 国連統計部を監督し、国連経済社会理事会に付属する機能委員会の役割を担う。総務省ホームページ、アクセス<

http://www.soumu.go.jp/main content/000300716.pdf>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 国連欧州経済委員会 (Economic Commission for Europe: ECE) の下部機関の1つ。主に欧州諸国の公的統計機関の長等 (Statistician) が参加する総会を毎年1回開催し、欧州の公的統計及び国際比較性の改善並びに欧州における統計活動の調整等について議論を行う。総務省ホームページ、アクセス<

http://www.soumu.go.jp/main\_content/000300716.pdf>

その点で、大きな進展が 1970 年代にあった。 関税協力理事会 (Customs Co-operation Council, CCC)  $^3$ が、「関税協力理事会品目表」 (CCCN)  $^5$  4 桁コードから 6 桁コードへ拡張を行った。その結果、1983 年に「商品の名称および分類についての統一システム」 (Harmonized System, HS) と呼ばれる新しい分類システムが採択され、1988 年 1 月 1 日に発効した。 関税目的で作成された分類は、実際の貿易業務で使用されているという意味で実務的であり、かつ詳細であった。

国連事務局が招集した専門家グループの勧告に基づき、国連統計委員会は1976年の第19回会合で、国連、欧州共同体およびコメコン(Council for Mutual Economic Assistance、COMECON)の経済活動分類を調和させると同時に、それとは別に1つの新しい経済活動、財・サービスの分類体系を策定するプログラムを承認した。この財・サービス(生産物)の両方をカバーする新しい分類こそが後のCPCであり、同プログラムにおける基本的なツールを提供することを目的としていた。

そこで提案された生産物分類とは、HSの「号」(subheadings)  $^4$ を輸送可能財 (transportable goods) の構成要素として使用し、さらに国民経済計算 (SNA) における供給と使用を考慮した基本的なカテゴリー、すなわち中間消費、最終消費、資本形成、輸出入などを考慮したものであった。国連統計委員会は、このプログラムを支持した。

1977 年から 1987 年の間、国連統計局と欧州共同体統計局 (EUROSTAT) は、活動分類体系の策定を目的として、「世界分類の共同作業部会」(Joint Working Group on World Level Classifications)を 6 回開催したが、同作業部会は「経済活動と生産物の統合分類体系」 (Integrated System of Classifications of Activities and Products, SINAP)の策定を目的としていた。 SINAP のカテゴリーは、国際標準産業分類第 2 版 (ISIC, Rev.2)、欧州共同体産業分類 (NACE)、そして関連する財・サービス分類の構成要素 (building block)となるように策定された。共同作業部会はまた標準国際貿易分類 (Standard International Trades Classification, SITC)と CPC との相互関係に関する提言を行った。

1983 年から 1988 年の間、国連統計局は、経済分類を扱う一連の専門家グループ会合を開催した。専門家グループは、世界のさまざまな地域のさまざまな発展段階の国々、国際機関の代表から構成された。会合の主な任務は、国際標準産業分類第 3 版 (ISIC Rev.3)の草案を作成すること、国連統計局が策定中の CPC を見直すことであった。

CPC の最初の完全な草案は、1987年の統計委員会第24回会合で検討された。委員会の勧告により、CPC の策定作業は、国際機関、特にEU 統計局(EUROSTAT)と経済協力開発機構(OECD)と合同で進められることになった。「サービス統計に関するフーバーグ・グループ」(Voorburg Group of Service Statistics)<sup>5</sup>の初期会合では、サービス生産物の分類および関連説明書の策定が主要議題であった。

1987年と1988年に、CPCの草案が「世界分類の共同作業部会」と国連専門家グループ会合で検討された。「経済分類の調和に関する専門家グループ」(Expert Group on Harmonization of

.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 世界税関機構 (World Customs Organization、WCO)の条約上の名称。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> HS では「6 桁のうち上 2 桁を「類」 (Chapter)、「類」を含む上 4 桁を「項」 (Heading)、項を含む上 6 桁を「号」 (Sub-heading)という。www.customs.go.jp/tokyo/content/20130122\_hinmokubunrui\_1.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 国連統計委員会の要請に応じて、サービス統計の開発を支援するため、1986 年に設立された。シティ・グループ (City Groups) の1つ。

Economic Classifications)は、国際的な認識を容易にするために、同分類に言及する際には、言語に関係なく、タイトルに分類の頭文字「CPC」を含めることを推奨した。

国連統計委員会は、1989年の第25回会合で最終草案を検討し、暫定文書として公表することを承認した。同委員会は、国連加盟国が暫定版CPCの試験的運用を開始することを推奨した。暫定版CPCは、1991年に国連によって公表された。各国の経験は、その後の改定のための基礎情報を提供した。暫定版CPCの改定では、欧州連合(EU)の経済分類との調和と、可能な限り、コメコンの分類との調和も考慮された<sup>6</sup>。

CPC はその策定に当たって生産物の性質と産業起源 (industrial origin) の両方を考慮して策定された。産業起源とは同一の産業のアウトプットである生産物を同じグループとしてまとめる考え方である。産業は主として投入構造に基づいて分類されているから、産業起源ということは、生産物を投入構造に基づいて分類することになる。

だが、実際には産業起源の異なる生産物が一つの CPC カテゴリーに含まれるケースがあった。 例えば、CPC では鋳鉄製品とそれ以外の金属製品をほとんど区別しておらず、鋳鉄製品は「機械または他の部品」として HS に分類されていた。同様の問題が、1つの産業が財とサービスの両方を生産している場合にも生じていた。例えば、修理、保守、手数料または契約ベースで提供されるサービスの産業起源(投入構造)は、しばしば財そのものの起源と同じであるが、サービスの性質が財の性質と著しく異なる可能性がある。したがって、CPC において中分類「86 手数料または契約ベースで提供されるサービス」は、大分類 2~4 に分類された生産物とは区別される。

## 2. CPA の策定、改定、更新

産業起源(投入構造)をより重視すべきであるという考えから、CPC の欧州版として EU 統計局 (EUROSTAT)が策定したのが CPA である。CPA は 1993 年に策定され、1996 年及び 2002 年に更新された。2008 年に NACE(EU 産業分類) 改定第 2 版に準拠した新しい版が導入され、2014 年に改定され、2015 年から使用されている。CPA の現在の版は CPA Ver 2.1 である。

ここで「改定」(Revision)とは、(1)分類構造のすべてまたは実質的な部分の番号を変更する、(2)分類のかなりの部分を再編し、再編成する、(3)分類階層の1つ以上のレベルでグループを定義するための新しい概念を導入するケースである。これに対し「更新」(Update)とは、(1)既存の構造内の分類の最も詳細な水準でのカテゴリー(5 桁水準)の追加または削除、(2)カテゴリーの内容の再調整 – 生産物が1つのユニットのサブカテゴリー(6 桁水準)から別のサブカテゴリーへ移動、(3)カテゴリーは最も詳細な水準から追加または削除されたが、基本構造は実質的に変更されないケースを指す。

## 3. 概念的根拠と分類原則

CPA は、生産、消費、貿易および運輸に関する統計データを相互に比較できるような参照枠組みの必要性から作成されたものである。ここで CPA (Classification of Products by Activity)の "Activity"とは、経済活動による生産物の分類を意味する。CPA は、共通の特性を持つ生産物 (財・サービス)を分類するように設計されており、EU 産業分類(NACE)によって定義される経済活

-

<sup>6</sup> コメコンが解散したのは 1991 年 6 月である。

動と関係づけられている。

CPA で生産物を分類する主な原則は、産業起源基準(industrial origin criterion、意訳すれば「投入構造基準」)である。最も詳細な水準において、それぞれの生産物は 1 つの(1つのみの) NACE 活動に割り当てられる。このとき最も詳細な水準とは、特徴的に当該生産物を生産する NACE 細分類(class)のことである。

多くの場合、EU 貿易品目分類 (Combined Nomenclature、CN)<sup>7</sup>によって CPA の財は構成されている。例えば、CPA の「28.3034 根また塊茎収穫機」は CN の「8433 53 10 ジャガイモ収穫機」、「8433 53 30 ビーツ収穫機」、「8433 53 90 その他」から構成されている。

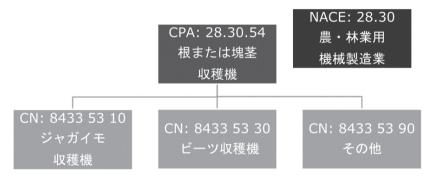


図1 CPA の構成要素

(出所)国際ワークショップ(2018年3月)におけるアナ・フランコ氏資料。

ただし、CN の詳細水準が、CPA の構成要素として適切でない場合がいくつかある。この場合、CPA サブカテゴリーの定義づけは、例外を設けることによって行う。例えば、CPA は「生乳」(農産物) と「加工乳」(乳製品)を区別しているが、HS も CN も、これらを区別していない。これは生乳が国際的に取引されることはあまりないからである。

#### 4. 概念上の問題

4.1 手数料または契約ベースで提供されるサービス

所有していない財について加工サービスを提供している請負業者の生産は、「手数料または契約ベースで提供されるサービス」に分類される。これらは CPA では、「C 製造業生産物」に分類される。特定のカテゴリーとサブカテゴリーがこれらのサービスに対応し、それぞれ zx.yy.9 と zx.yy.99 と符号化されている。 それらの名称は「…の製造の一部請負」の「項」(headings) になっている。これらのサブカテゴリーには、元請が所有する材料について請負業者によって行われた生産物の製造の工程内の部分的または全体的な作業が含まれる。例えば、「14.12.99 作業服の製造の一部請負」は、「C 製造業生産物」の下の「14 衣服」の下の「14.12 作業服」の下に配置されている。

これに対して、CPC ではサービスに分類されている。すなわち CPC 階層の上位構造は、輸送可能財を大分類 0~4、輸送不可能財を大分類 5 に、サービスを大分類 6~9 に配置している。この

 $^7$  EU 内で使用される貿易統計用の財分類であり、関税目的にも使用されている。 なお Combined Nomenclature を直訳すると「結合された専門用語体系」となる。

枠組みの中で、修理、保守、製造請負サービスは大分類8に分類される。

#### 4.2 オリジナル

CPA における「財」の定義は、所有権を確立することができ、かつ所有権を市場で取引することによってある制度単位から別の制度単位に移転することができ、かつ需要が存在する物的対象物である。これに対して CPA における「サービス」の定義は、所有権を確立することができず、かつその生産から離れて取引することはできないものを指す。ほとんどの CPA サブクラスの生産物は財かまたはサービスか容易に識別できるが、場合によっては財なのかサービスなのか分類するのが難しいケースもある。それは自己勘定で行われる創造的過程のアウトプットである。

芸術作品の作品を制作する芸術家のアウトプットは、その典型的なケースであり、サービスとも財ともなり得る。CPAでは、作家や芸術家のオリジナル作品だけでなく、ソフトウェアおよび視聴覚作品のオリジナル、ノンフィクションのオリジナル、研究開発・デザイン・商標・フランチャイズのオリジナルをも、「オリジナル」に含めている。一般的に言えば、知的財産権によって保護されているオリジナルな生産物を対象に含めている。

オリジナルは、消費者ないし企業が直接利用することもありうるが、むしろコピーという派生的な手段により頻繁に提供される。自己勘定で行われたオリジナルの作品の制作、つまり、契約や既知の買い手無しで作品が販売された場合は「財」、第三者の要求に応じてオリジナルの類似品を制作した場合は「サービス」となる。ちなみに画家や彫刻家の物的なアウトプットは、CPA 90.03.13(画家、グラフィックアーティスト、彫刻家のオリジナル作品)に分類される「財」である。

#### 4.3 著作権と特許

知的財産権と天然資源を使用する権利に関するライセンスサービス(著作権、特許、ライセンス、商標、フランチャイズ、鉱物探査と評価に関連する権利)は、CPAに含まれている。

部門 58 と 59 に含まれている著作物(書籍、映画、音楽、ソフトウェア、コンピュータゲーム)を除いて、グループ 77.4 に分類されている。

## 5. 法的拘束力

CPC は単なる推奨分類であるが、CPA は EU(EU 規則 No 1209/2014、2014 年 10 月 29 日) によって法的拘束力がある。CPA 規則により、EU加盟国は、以下の規則に従い、各国固有の目的のために CPA から派生した国固有の分類を使用することができる $^8$ 。

- a) CPA よりも統合された国固有の分類は、CPA サブカテゴリーを正確に統合したものから 構成されるものとする。
- b) CPA より詳細な国固有の分類は、CPA サブカテゴリー内に完全に含まれる「項」 (headings) から構成されるものとする。
- c)国固有の分類において(CPAとは)異なる符号を付してもよいが、CPAとの対応表がなければならない。

٠

<sup>8</sup> 現在、4か国のみが国固有の分類を持っている。

## 6. 階層構造とコード

CPA は 6 つの水準の階層構造で構成されている。CPA の最初の 4 桁の符号化の原則は、NACE Rev.2 の符号化の原則と同じである。6 桁の符号は、そのカテゴリー内にサブカテゴリーが 1 つしかない場合は "0"である。CPA の最初の4 桁の符号化の原則は、NACE Rev.2 の符号化の原則と同じである。CPA は 6 つの水準の階層構造で構成されている。

第1水準:21セクション(アルファベット順)。

第2水準:88 ディビジョン(2桁の数値符号)

第3水準:262グループ(3桁の数値符号)

第4水準:576 クラス(4桁の数値符号)

第5水準:1,357カテゴリー(5桁の数値符号)

第6水準:3.218 サブカテゴリー(6桁の数値符号)

次に示すのは、鉱業・採石業生産物における階層構造の例である。

セクション	В	鉱業·採石業生産物
ディビジョン	8	その他の鉱業・採石業生産物
グループ	8.1	石、砂、粘土
クラス	8.11	装飾・建築用石材、石灰石、石膏、チョーク、スレート
カテゴリー	08.11.1	装飾•建築用石材
サブカテゴリー	08.11.11	大理石と他の石灰装飾・建築用石材

CPA の 6 桁の符号は、そのカテゴリー内にサブカテゴリーが 1 つしかない場合は "0"である。例えばカテゴリー「49.31.1 都市および郊外の旅客輸送サービス」の下にはサブカテゴリーが1つしかないので「49.31.10 都市および郊外の旅客輸送サービス」となる。また「その他」及び/又は「他の分類されていない」タイプの残余のグループ、クラス、カテゴリー及びサブカテゴリーは、数字 9 を付する。例えばグループ「08.9 他に分類されない鉱業・採石業生産物」の下のクラス「08.99 その他の他に分類されない鉱業・採石業生産物」の下のサブカテゴリー「08.99.29 その他の鉱物」となる。

2つ以上のCPA サブカテゴリーのうち、どちらに特定の生産物を割り当てるべきか不明な場合がある。その財・サービスを生産する産業が属するNACE クラスが、CPA クラスの最初の4桁を決定する。HS/CNの対象となっている財については、一般に対応表によりCPA コードを決める。

特定の生産物の名称または内容例示に直接または間接的に生産物が記載されていない場合は、「その他」または「他の分類されていない」のいずれかに分類されなければならない

いくつかの要素の財・サービスの組み合わせを含む生産物は、「トップダウン」方法の適用によって CPA によって分類される。つまり、コンポーネント生産物では、どのセクションに最も高い価値をもって分類すべきかを最初に決定する必要がある。正しいサブカテゴリーにたどり着くために、セクション、グループ、クラス、カテゴリーに対して同じプロセスが順番に適用される。

## 7. 他の分類との関係

#### 7.1 CPC との関係

そもそも CPA は EU の CPC (中央生産物分類) に相当し、CPC を基礎に策定された。CPC は、生産物の性質ならびに産業起源 (投入構造) の原則に基づいて生産物を分類する。 CPA も同じ基準を採用しているが、産業起源 (投入構造)をより優先している。CPC では財・サービスの区別と加工段階 (原材料か加工品か) の区別がより重要である。

CPA の基本的な項目は、CPC またはその下位区分の項目であり、CPA は CPC より詳細である。 ただし CPC と CPA の上位水準の集計はかなり異なっている。CPA は NACE の構造に基づいて経済的起源の基準を使用し、CPC は主に財とサービスを分離する特定の構造を持っている。

CPAとCPCの違いを示す例としては、無形財 (intangible goods) がある。CPC における無形財の取り扱いは、製品に埋め込まれた「情報」が本質的なものであるため複雑である。この「情報」は、コンピュータテープ上のソフトウェアや工業デザインなど、物理的オブジェクトに埋め込むことができる一方で、物理的な輸送 (例えば、ソフトウェアや音楽をオンラインで提供する場合) なしで利用可能であり、配布することもできる。前者のケース (物理的オブジェクトに埋め込まれた情報) では、生産物は財として扱われ、後者のケース (物理的な輸送はない) はサービスとして扱われる。一方、CPAサブカテゴリーは、EU産業分類である NACEの構造に合うように産業的起源に従って分類されている。そのため、一部の財はサービスに分類されている。例えば「58.11.1 印刷された書籍」は「J情報通信サービス」の下に配置されている。

## 7.2 NACE および ISIC との関係

EUは CPA の開発のために経済的起源の基準を採択し、EU 産業分類 (NACE) を基準枠組みとした。したがって、4 桁のレベル (クラス) まで、CPA の構造は NACE に対応する。CPA はまた NACE から国際標準産業分類第 4版 (ISIC Rev.4) に構造的にリンクされている。これは ISIC Rev.4 が NACE Rev.2 の参照分類であるからである。NACE と ISIC の階層レベルは 4 段階で分類されて おり、ISIC Rev.4 の第 1 レベルと第 2 レベルはそのまま NACE Rev.2 に引き継がれているが、多くの場合 ISIC Rev.4 の第 3 レベルと第 4 レベルは NACE Rev.2 で EU の要件に従って細分化されている。

#### 7.3 HS との関係

HS は、(a)原材料、(b)加工段階、(c)使用または機能および(d)経済活動に基づいて分類された、国際的に取引される商品を網羅的した分類である。 なお、上記の原則は以後のすべて改定においても維持された。

HS およびその拡張版 CN は、貿易用の生産物分類であり、税関当局によって使用されている。 HS / CN 構成要素 (building block) は、CPA で輸送可能生産物の構成要素として使用されている。 HS / CN は通関目的で作成されたものであるため、生乳や腐敗しやすい食べ物のような重く腐敗しやすい財などの国際的に取引されない又は取引されることが稀な生産物は、項 (headings) に特に表示されない。

## 7.4 SITC との関係

SITC の商品群は、(a) 生産に使用される原材料、(b) 加工段階、(c) 製品の市場実践および使用、(d) 世界貿易の観点からの商品の重要性、(e) 技術的変化を反映している。 SITC Rev.4 の 適用範囲は、金、金貨、および現金以外の HS に分類されるすべての財を対象としている。

CPC と SITC との関係は、CPC と HS の間の関係に類似している。なぜなら、SITC 改定第 3 版の基本項(basic headings)は、貿易分析に適した分類を作成するための構成要素として HS の号(sub-headings)を使用しているからである。したがって、CPA と SITC は、HS / CN 構成要素でのみ比較可能である。

## 7.5 COICOPとの関係

目的別個人消費分類 (Classification of Individual Consumption According to Purpose, COICOP) は、国民経済計算 (SNA)、家計調査 (HBS)、消費者物価指数 (CPI) における家計消費支出を記述するために使用される。 COICOP は SNA の基本的な分類の 1 つであるため、SNA の概念と定義に従う。 COICOP には、部門と呼ばれる 14 の主要なグループがあり、そのうちの 12 は家計消費のために購入した財・サービスに関連している。他の 2 つのグループは、非営利団体のサービスである。 COICOP の主な目的は、財・サービスの個々の消費を主目的に応じて分類することである。また、耐久財、半耐久財、非耐久消費財を区別しており、中間財および資本財を除外している。

COICOP は他の分類と厳密には関連していないが、従来は CPC と CPA との対応表を作成することは可能であった。 しかし、COICOP と CPC 1.0 と CPA 2002 間の対応表を構築する際の経験では、一定の限界があることがわかった。

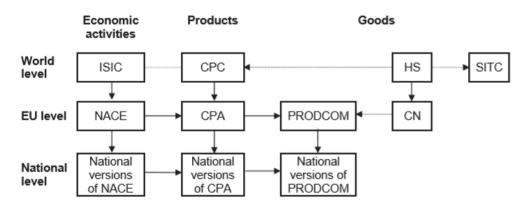


図 2 CPC とその他の分類の関係 出所) EU 統計局

## 8. 考察

NAPCS は需要サイドあるいは用途に基づいて分類するという考え方なので、産業起源(投入構造)を重視する CPA とは分類概念が異なる。2018 年現在策定中のわが国の生産物分類は GDP 統計の精度向上という観点から、NAPCS のように需要サイドあるいは用途に基づいて分類するという考え方を重視している。一方で CPA の産業起源(投入構造)を重視する考え方は、従来のわが国の産業連関表の部門設定の考え方に類似しており、経済波及効果の分析に向いている。もっとも、NAPCS も CPA も最下層の分類では大きな違いはなく、分類の上位層の組み立てが異なると考えられる。

## 参考文献

- Bakker, Bart F.M.(1998), The conceptual development of a classification of services, prepared for the 13th Annual Meeting of the Voorburg Group on Service Statistics, 21-24 September 1998
- Franco, Ana(2018) Statistical classification of products by activity (CPA), prepared for International Workshop on Product Classifications of the EU and the USA, Tokyo, Japan, March 8-9, 2018
- Mohr, Michael F. and Anne S. Russell (2002), North American Product Classification System:

  Concepts and Process of Identifying Service Products, prepared for 17th Annual Meeting of the Voorburg Group on Service Statistics, Nantes, France, September 23-27, 2002
- Rainer, Norbert(2018), *Introduction*, prepared for International Workshop on Product Classifications of the EU and the USA, Tokyo, Japan, March 8-9, 2018
- United Nations (2015), "Central Product Classification (CPC) Version 2.1," *Statistical Papers Series M*, No. 77, Ver.2.1

# 国民経済計算と生産物分類

中村 洋一(法政大学理工学部)

## はじめに

国民経済計算(SNA: System of National Accounts)には、制度部門分類<sup>1</sup>、経済活動分類<sup>2</sup>など、いくつかの分類の枠組みがあるが、生産物分類もその根幹の一部である。2008SNA マニュアルでは、経済活動分類について国際連合が定める国際標準産業分類(ISIC: International Standard Industrial Classification)とともに、同じく生産物分類である中央生産物分類(CPC: Central Product Classification)が解説のために数多く引用されている。本稿では SNA における生産物についての諸概念と、基本的にはこれらと整合的な CPC との関係、SNA の資産分類、経済的性質および目的別支出分類等について考察することにする。なお、本稿において、国際的基準である国民経済計算を SNA、その日本における枠組みを JSNA と称する。

## 1. SNA における生産物

(財、サービス、知識獲得生産物)

SNA においては、「財・サービス(goods and services)」と「生産物(products)」が同義語であるとする。

このうち財については、需要がある物理的存在であり、所有権が設定され、その所有権はある主体から他へ市場取引により移転されるものであるとする。財の生産と販売は独立している。ある財は交換されることはないかもしれないし、また、何度も売買される財もある。

サービスについては、利用する主体の状態を変化させるサービス(change-effecting services)と生産物あるいは金融資産の取引を円滑にするサービス(margin services)があるとする。これらはともに独立した所有権が設定できない。また、生産と取引を切り離すことができず、生産が終わるまでに提供済みとなっていなければならない。したがって在庫は存在しない。

SNA はこの他に、知識獲得生産物 (knowledge-capturing products)を定義する。これは情報、助言、娯楽などの提供、保管、伝達、普及に関連する生産物で、利用主体が繰り返し知識に接することができるものをいう。所有権の設定が可能であり、多くの場合、物理的媒体に収めることによって、一般財のように使用することができる。

SNAでは、生産者が市場に供給することを意図せず、自らの最終消費あるいは資本形成のために生産(自己勘定による生産 own-account production)するものも生産物であるが、家計が自らの

<sup>1</sup> 自らの意思で経済活動を行う主体を制度単位といい、制度単位を性格によりグループ化したしたものを制度部門という。非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の5つの部門がある。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 1つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部を事業所という。経済活動別分類あるいは産業分類は、事業所を主として生産に使用する技術の特徴の同一性によって分類するものである。

利用のために生産するサービスは、生産物とはされない。ただし、持ち家の居住サービスは例外である。

## (家計内サービスの除外)

家計内で生み出され、家計内で消費されるサービスを生産物から除外するのは、外部の経済に与える影響がほとんどないからである。また、これらのサービスは市場へ供給されることはないため、その市場価値あるいは付随する所得や支出を計測するのに適切な市場価格を見出すことはきわめて難しい。家計内サービスを除外するのは、それらの計数を加えることにより、政策目的や経済の均衡・不均衡分析のための経済勘定の有用性を減じることを避けるためでもある。

また、国際労働機関(ILO)による経済活動人口は、SNA の生産領域に従事する人と定義されるが、家計内サービスを生産領域に加えれば、ほとんどすべての成人が経済活動人口に含まれ、失業が消えてしまうことにもなりかねない。

家計内サービスに対し、家計が生産する財は生産物である。たとえば農産物が予想より豊作となれば、当初は収穫のすべてを自家消費するつもりであった家計が、余分となる収穫を市場へ出荷することもある。生産が終わる時点で、どれだけを消費し、どれだけを市場へ供給するかの選択が可能であり、市場へのインパクトが否定できない。このため家計が生産する財を生産物に含める。このような市場への供給の可能性は、サービスにはない。

## (CPC との関係)

CPC は基本的に SNA に従っているが、知識獲得生産物については、SNA の定義は不十分で不適切であるとする。たとえばソフトウェアや工業デザインは、物理的に埋め込むこともできるが、物理的媒体なしに配給、利用することもできる。物理的媒体なしの場合には、財の定義の第1の条件(物理的存在)を満たしていない。また、SNA のサービスの条件のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、財でもサービスでもない生産物があることを認めることになる。このため、CPC では「財、サービス、その他生産物(other products)」の3分法をとるべきであるとする。

3分法をとる場合には、「財・サービス」と「生産物」は、もはや同義語ではなくなる。CPC は「その他生産物」をサービスの部(section 5 – section 9)に入れているが、それらがサービスではないということを明確にしている。

## 2. SNA における生産物の概念

CPC などの統計調査のための生産物分類においては、一般的に生産物の性質、用途の類似性を重視されるが、SNA では「市場性」による分類も重要である。SNA では、市場産出、自己勘定による産出、非市場産出が区別されるが、これは、性質・用途による分類とは別の基準を与えるものである。このうち市場産出は、「経済的に意味のある価格<sup>3</sup>」で販売されることを意図するものであり、市場価格によって評価される。自己勘定による産出は、生産者が自らの最終消費あるいは資本形成のために行う産出をさし、市場で販売される場合に成立するであろう価格により評価する。非市場産出は一般政府あるいは対家計民間非営利団体が産出し、無料あるいは「経済的に意味のな

<sup>3</sup> JSNAでは、売上高が生産費用の50%以上を賄う場合を経済的に意味がある価格による供給とする。

い価格」で提供するものをいう。非市場産出はその金額を測るための参照価格も一般的には存在 しないため、産出費用によって評価される。

また、CPC などの生産物分類は経済センサスなどの統計調査での統一、整合性の確保を目的とするため、現実の取引、とくに市場取引がなされる生産物に重点が置かれる。これに対し SNA は包括性が求められるため、より広範な生産物を対象とする。たとえば果樹、家畜などの育成生物資源(cultivated biological resources)は、通常、統計調査のための生産物分類には含まれないが、SNA ではこれらも生産され、販売(専門の育成業者による場合)され、あるいは資本形成(その資源を利用する生産者の自己勘定による場合)となる。

## 3. 経済活動の産出および生産物

以下では、SNA のいくつかの経済活動の産出および生産物について考察する。SNA においては取引の経済的性質(需要項目等)も重要なので、この点にも留意する。なお、以下は SNA の原則であり、JSNA の取扱いとは一部異なる。

## (農林漁業)

農作物、樹木、家畜、魚介類は、人間の管理下で成長する限りにおいて生産物となる。これらの成長は、単に生産領域外の自然成長とみなされるべきでない。なぜなら、他にも多くの生産過程で自然の力が利用されているからである。たとえば水力発電での河川と重力の利用などである。

農作物では種付けと収穫の時に費用が集中するが、作物の価値は収穫が近づくにつれ増加すると考え、収穫までの全期間にわたって仕掛品在庫(work-in-progress)の増加として記録する。また、樹木や動物は成熟するまでに数年を要することがあるが、繰り返し生産物を生むか否かによって、これらの成長を固定資本形成(果樹、乳牛など)あるいは在庫の増加(木材用樹、肉牛など)に区分する。

#### (機械、設備、建設)

船舶、重機械、ビルなど高額な資本財の生産は、数カ月あるいは数年に及ぶことがある。 この場合には、生産途中の各会計期間中に仕掛品の増加を記録する。生産完了時点で仕掛品在 庫が取り崩され、販売あるいは製品在庫を記録する。

建設工事において期間を決めて販売契約が結ばれる場合には、買い手に法的所有権が移る工事量相当金額が買い手への販売となる。すなわち、買い手の総固定資本形成となり、売り手の仕掛品在庫としての取り扱いをしない。

事前の売買契約なしに住宅建設が行われる場合には、完成前の住宅は建設会社の仕掛品在庫であり、完成時に販売されない場合には完成品在庫に振り替わる。

#### (運輸)

財は、他の点では何の違いはなくとも、ある地点と別の地点にある場合には、質的に異なるものと考える。とすれば、ある地点から他へ移動することは経済的に意味のある変化をもたらす生産と考えられる。運輸の産出は、財や人を移動させることにより得られる金額とする。

#### (貯蔵)

一方、貯蔵は、適切に管理される環境の下で、財をある時点から別の時点へ運ぶ過程であり、生産の重要な一部をなす。同じ財であっても異なる場所や時点にあるものは質的に異なると解され、つけられる価格も異なり得る。貯蔵されるそのことによって価格が上昇し、かつ貯蔵費用が必要となれば、この価格上昇は生産の結果である。ただし、貯蔵による価格上昇は、保有利得あるいは保有損<sup>4</sup>とは明確に区別されなければならず、後者は生産金額から除かなくてはならない。

貯蔵による価値の増加が生産となる理由は3つある。第1は、出荷までの時間が十分に長く、割引率を適用すべき場合である。第2は、ワインのように貯蔵中に熟成し、質が向上することである。第3は、季節的な需給関係の変化があるときに、財の物理的性質が変わらなくとも販売を遅らせることにより、通常の価格変動から高価格を得られることである。このように、在庫の増加は、入庫時点の財の価額のみでなく、貯蔵されることによる追加的な産出の価値(貯蔵サービス)を含むべきである。

## (卸売・小売)

卸売・小売サービスは、財を便利な場所に保管・陳列して顧客が購入しやすいようにするサービスである。その産出は実現するマージンで計算される。商業マージンは、財を再販売する価格から、仕入価格ではなく、その時点で再販売する財を補てんするために販売業者が支払わなければならない価格を差し引いたものである。

#### (中央銀行)

中央銀行は、一般的に、非市場生産である金融政策サービス、市場生産である金融仲介、境界 線上にある監督サービス、の3つのサービスを生産する。

第1の金融政策サービスは、非市場生産であり、そのメリットは国民全体が享受するという意味で集合的消費(collective consumption)である。SNA において、中央銀行は金融機関に属す一方、集合的消費を行うのは一般政府(general government)に限られる。ところが一般政府は、金融政策のコストを負担していない。そこで、金融政策サービスは集合的サービスとして一般政府が中央銀行から購入することとし、同額の経常移転が中央銀行から一般政府に行われるものとする。

中央銀行が預金を受け入れ、貸出を行っていれば、第2の金融仲介サービスとして、市場サービスに位置づけられる。

境界線上にある金融機関の監督業務については、中央銀行が明示的に手数料を課すのであれば(ラテン・アメリカ諸国の金融仲介機関が手数料を支払う例がある)市場サービスとなる。無料で行われるのであれば、非市場サービスであり、非市場サービスとして、金融政策サービスと同じ扱いとなる。

#### (金融サービス)

SNAでは、金融サービスを4つに大別する。

第1は明示的な料金が課されるサービスである。送金、外国為替、住宅ローン設計、税金相談、

<sup>4</sup> 在庫管理中の財の質とは関係ない価格の上昇(下落)による在庫金額の増加(減少)を在庫品の保有利得(損)という。

資産運用・管理など種々のサービスがあるが、もっとも規模が大きいのがクレディット・カードのサービスである。カードで支払いを受ける販売業者などは売上高の一定の割合をカード会社に手数料として支払うが、これはカード会社の産出であり、販売業者などの中間消費となる。

第2は預金と貸出の利子に関するサービスであり、間接的に計測される金融仲介サービス (financial intermediation services indirectly measured: FISIM)がこれにあたる。FISIM の考え方は 次のとおりである。まず、貸出の借り手に関しては、貸し手から直接的に資金を調達できれば、金融機関から融資を受けるよりも低い利子を支払うことで済むかもしれない。一方、預金者としての家計など資金の貸し手にとっては、直接、資金を貸し付けることができれば、銀行預金よりも高い利子率を得ることができるだろう。しかし、貸し手が借り手をみつけるのには大きな費用がかかり、またその反対も同様であるので、両者ともに銀行を仲介とすることを選ぶと考える。貸出利子率と預金利子率の中間に、リスクプレミアムを可能な限り除き仲介サービスを含まない純粋な資金コストを反映する利子率があると考えられ、これを参照利子率という。貸出利子率と参照利子率の差は借り手のFISIM の利用、参照利子率と預金利子率の差は貸し手の FISIM の利用に対応すると考える。

SNA では参照利子率で支払いあるいは受け取る利子を記録し、これを「SNA 利子(SNA interest)」と呼び、実際に受払される「銀行利子(bank interest)」と区別する。SNA は金融資産が生産を行うとはしないから、利子が預金や貸出の生産物であるとするわけではない。金融仲介に関わるコンピューター・システムや労働などのインプットが生み出すサービスの大きさを利ざやに見出し、これを金融機関の産出とするのである。

第3は金融資産・負債の取得および処分に伴うサービスであり、その際に発生するマージンとしてとらえる。金融資産・負債の取引価格は売値と買値の中間値とした上で、売値と中間値との差を買い手から金融機関へのマージンの支払い、中間値と買値の差を売り手から金融機関へのマージンの支払いとする。

第4は保険および年金基金に関するサービスである。保険会社の収入は、加入者が支払う保険料と財産運用純益からなっている。財産運用純益は、加入者が保険料として運用の機会を放棄した資金の運用益であり、本来は加入者に帰属すべきものなので、これを追加保険料(premium supplement)と考える。この収入合計から保険金を支払った残りが保険会社の産出である。すなわち、保険料+運用純益-保険金=保険の産出であり、保険のサービス・チャージと呼ばれるこのサービスは、家計が最終消費し、あるいは企業が中間消費するものとされる。

年金基金の産出=サービスについては、その活動に使用される総費用で計測する。これは社会保障制度に含まれる公的年金の産出と同じ扱いである。年金基金が保険会社に業務を委託する場合には、保険会社に支払う手数料が産出となる。

支払い不能となった債務の肩代わりを行う保証業務は、一般に偶発性があるため、SNA では経常取引として扱わない。ただし、住宅ローンや中小企業向け等の信用保証事業など定型化された小口の保証は、大数の法則が働くと考えられるため、損害保険と同様の方法でサービスが計測される。

#### (研究開発)

研究開発(R&D)は人、文化、社会などについての知識ストックを増加させるための体系的な活動であり、また、この知識ストックの応用により将来の利益を得るための活動であるとする。したがって、R&D への支出は資本形成であり、中間消費ではないとする。R&D により蓄積される知識はフローの段階で生産物であり、そのストックは固定資産(「知的財産生産物」のうち「研究・開発」)となる。

R&D の産出額は、専門研究機関などへの委託費など市場価格での評価が可能であればその金額とできるが、多くの場合、要した費用によって求めざるを得ない。期待された成果が得られなかった R&D への支出もこの費用に含まれる。

#### (土地造成)

住宅やその他の建築物のために行われる土地整備のための費用は、建築物の価値の一部となる。しかし、土地の質、量あるいは生産性を改善する土地改良、たとえば、開拓、井戸の建設など土地と不可分の行為は、「土地改良」とされる。土地の所有権移転費用も土地改良である。ただし、岸壁、堤防、大規模灌漑など土地の一部とみなせないものは「構造物」に分類される。

## (育成生物資源)

繰り返し生産物を生み出す動植物をさす。動物では、乳牛、耕運動物、綿羊、競走・運搬用の動物などが含まれる。また、植物では、果樹、樹液・樹脂・樹皮用樹などが含まれる。伐採時に限り一度だけ産出される木材用の樹木は、穀物や野菜のように一度だけ収穫される植物と同じく、固定資産とはされない(仕掛品在庫となる)。

これらの動植物が専門業者によって育成される場合には、未熟である間は仕掛品在庫として扱われる。農家など後に使用者となるものが自己勘定によって育成する場合には、仕掛品ではなく、 固定資本形成とする。

## (知的財産生産物)

R&D、鉱物探査・評価、ソフトウェア・データベース、娯楽・教養・芸術作品のオリジナルが含まれる。これらの多くでは、その生産がオリジナルの作成とコピーという2段階にわたる。第1段階は、著者、映画製作者、プログラマーなどのオリジナルの生産者による資本財の生産であり、他者の固定資本形成のために販売されるか、自己勘定による資本形成となる。また、この固定資本は、別途、コピーの作成にも使用される。オリジナルとコピーの使用、販売に関し、SNAは次のように定める。・コピーが売り渡され、購入者が生産のために1年以上使用するのであれば、購入者の固定資本と

- ・コピーが売り渡され、購入者が生産のために1年以上使用するのであれば、購入者の固定資本と なる。
- ・ただしコピーのライセンスによる使用であっても、ライセンスを受ける者 (licensee) がコピーを繰り返し使用し、licensee がリスクと利益のすべてを負うのであれば、コピーの取得は固定資本形成とする。
- ・長期契約なしにライセンスに対して定期的な支払を行うのであれば、サービスの中間消費とする。
- ・ライセンス初期に大きな支払いがあり、その後、定期的な少額の支払いがある場合、初期の支払 いは固定資本形成、以降はサービスの中間消費とする。
- ・licensee がオリジナルを複製することを認め、licensee がコピーの販売、支持、補修に責任を負うな

らば、それは複製の許可(license to reproduce)であり、当初の取引はオリジナルの販売である。

## 4. 生産物分類と資産分類

SNA は生産・所得・支出などのフローに加え、それらの結果としての資産・負債などストックを包摂する。CPC は生産物分類であり、資産分類ではない。SNA では、資産は生産物分類とは別の枠組みで分類される。

SNA の資産勘定は、生産物からなる生産資産、生産物ではない非生産非金融資産および金融 資産・負債により構成される。生産物分類との関連では、生産資産のみが係るが、これらは生産の 時点では生産物に分類される。表 1 は生産資産である固定資産と在庫について、JSNA における 細分類を示す。

ただし例外が2つあり、芸術・工芸作品などの貴重品と歴史的記念物である。これらの中には SNA の歴史が始まる前に作られたものもあろうが、生産資産に分類される。また、新たに価値を認められることにより、生産過程を経ずに、(「その他の資産量変動勘定」「を通じて、天から降ってくるように」資産領域に入ることもある。

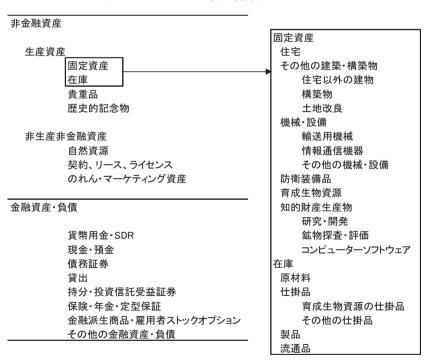


表 1 JSNA における資産分類

<sup>5</sup> SNA の蓄積勘定の 1 つとして、稀な出来事による数量の変動による資産・負債の変動を記録する。例として、大震災や戦争の被害による資産の減少、地下資源の発見による資産の増加などがある。

#### 5. BEC

BEC (Classification by Broad Economic Categories) は、もともと国際貿易データを食料、産業用資材、資本財、耐久消費財、非耐久消費財という大分類にまとめることを目的として 1970 年につくられたが、SNA の用途による3つの基本的カテゴリー、すなわち資本財、中間財、消費財との対応をとることも意図していた。BEC のカテゴリーは、SITC<sup>6</sup>, Rev.3 の項目を用途によりまとめたものであるが、BEC の細分類は SNA の3つのカテゴリーに集約することができるので、貿易データを国民所得や産業統計と併せて検討することが可能となる。主要なカテゴリーについてのポイントを以下に述べる。

SITC のカテゴリー1(食料および飲料)、2(他に分類されない産業用資材)および 3(燃料および 潤滑油)に含まれる財については、第1次産業、すなわち農業、林業、漁業、狩猟、採掘業の生産 物であれば未加工(primary)とする。たとえば綿繰機にかけて種を取っただけの綿は、その価値の ほとんどが農業部門によるため、未加工とする。これに対し、缶詰や加工食品は食品加工業に負うところが大きいので、加工品(processed)とする。スクラップや廃棄物は未加工である。

カテゴリー1 についての未加工と加工品、産業向と家計消費向の区別について、たとえば茶や缶詰は、主に家計が消費すると考えられる。小麦は製粉業に供給され小麦粉となるが、小麦粉は製パン業へ向かうと考え、小麦も粉も中間財とする。食料品の多くは産業、家計のいずれにも利用されるが、これらの分類は慣例(convention)によっている。

カテゴリー41(輸送機器以外の資本財)、52(その他の輸送機器)は資本財として固定資本形成を構成する。42と53は部品および付属品で中間財である。51(乗用車)は産業、家計ともに広範に利用し、貿易でも非常に重要であるので独立項目とする。未完成の乗用車は、組み立て工場へ投入されるものだから、本来は53に分類されるべきだが、SITCで完成車と同じ分類となっているため、BECでも51あるいは52に分類される。

カテゴリー6(他に分類されない消費財)では、61(耐久財:耐用年数3年以上で比較的高価なもの)、62(半耐久財:耐用年数1~3年でそれほど高価でないもの)および 63(非耐久財:耐用年数1年未満のもの)を区別する。SNA では耐久消費財への言及はあるが、消費財が長期にわたって繰り返し利用されることを認めていない。消費財が資産として残り、繰り返しサービスを生産することとすれば、家計内のサービス生産を認めることになり、SNAの生産の境界を広げることになってしまうからである。

BEC の分類は SITC を再編するものであるため、SITC に含まれない R&D などの知的財産生産物をカバーしていない。このため資本財の定義が不十分であり、この点を含め拡張を図る必要があるだろう。

28

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Standard International Trade Classification: 国連が定める国際商品貿易分析のための分類体系。

BEC基本カテゴリー	SNA基本分類
1 食料および飲料	
11 未加工	
111 主に産業向	中間財
112 主に家計消費向	消費財
12 加工品	
121 主に産業向	中間財
122 主に家計消費向	消費財
2 他に分類されない産業用資材	
21 未加工	中間財
22 加工品	中間財
3 燃料および潤滑剤	
31 未加工	中間財
32 加工品	
321 内燃機関燃料	(注)
322 その他	中間財
4 資本財(輸送機器を除く)、同部品および付属品	
41 資本財(輸送機器を除く)	資本財
42 部品および付属品	中間財
5 輸送機器、同部品および付属品	
51 乗用車	(注)
52 その他	
521 産業向	資本財
522 産業以外向	資本財
53 部品および付属品	中間財
6 他に分類されない消費財	
61 耐久財	消費財
62 半耐久財	消費財
63 非耐久財	消費財
7 他に分類されない財	(注)

(注)カテゴリー321(内燃機関燃料)と 51(乗用車)は産業、家計ともに広範に利用されている。7 は軍事装備品や特別取引などを含むため SNA の分類をまたぐ。いずれも国際的なフローに重要であるため独立のカテゴリーとする。

#### 6. COICOP

SNA には経済的取引を目的別あるいは機能別に区分する 4 つの分類がある。家計最終消費に関する COICOP(Classification of Individual Consumption by Purpose)、対家計民間非営利団体および一般政府の支出、移転取引に関わる COPNI(Classification of Purposes of Private Non-profit Institutions Serving Households) および COFOG(Classification of Functions of Government)、さらに企業の中間消費、資本支出に関わる COPP(Classification of Outlays of Producers by Purpose)である。これらは、制度部門の様々な支出、取引を、それぞれが果たす経済・社会的な目的に応じて分類するものであり、生産物を分類することを意図するものではない。ただし、COICOPは分類の基礎単位を個々の財あるいはサービスとし、特定の目的を満たすものをグループ化するものであり、CPCとの対応も取れることから、生産物分類を基礎としているといえる。

また、COICOP がカバーする範囲は家計の最終消費支出に現物社会移転を加えた現実最終消費である。したがって医療サービス、教育サービスなど個別的消費として現物社会移転となる一般政府の支出の一部および対家計民間非営利団体の消費支出のすべても COICOP の対象である (ただし、表3の JSNA の COICOP には表章されていない)。

COICOP は SNA の分類であるから、財、サービスの定義は SNA に従うが、各国の家計調査や消費者物価などに利用されることも想定する。しかし、たとえば統計調査での保険サービスの捉え方は SNA の定義とは異なるかもしれないし、住宅ローン利子を消費者物価に含める国もあるが、これは SNA の消費ではないなどの差はあるだろう。また、COICOP の生産物は、前述の BEC の定義によるサービス(S)、非耐久財(ND)、半耐久財(SD)、耐久財(D)による分類も付されているため、ストックとして家計が保有する「資本財」に関する分析を可能としている。

大半の生産物は1つの目的に割り当てられようが、たとえば自動車燃料のように運輸にもレクリエーションにも使用されるものがある。このような複数目的をもつ生産物の分類の原則は、最も支配的な目的を当てるということであり、自動車燃料は運輸ということになる。国によって支配的な目的が異なることもあり得よう。北米、北欧のスノーモビールは運輸に、アフリカ、東南アジア、中国、ヨーロッパの非山岳地帯での自転車も運輸に分類される。他の例では、外食はホテル・レストラン(食料・非アルコール飲料でなく)、キャンプ用バンはレクリエーション・文化(運輸ではなく)となる。バスケットシューズなど日常生活に使えるスポーツシューズは衣服・履物(レクリエーション・文化ではなく)とされる。ただし、国によっては分類を替えたほうが適当な場合もあろう。その場合は注書きが求められるとする。

表3 JSNA の COICOP(2016 年、単位 10 億円)

1.	食料・非アルコール飲料	46,005.9
2.	アルコール飲料・たばこ	6,831.9
3.	被服•履物	10,264.0
4.	住居・電気・ガス・水道	73,875.0
5.	家具・家庭用機器・家事サービス	12,607.0
6.	保健・医療	11,024.5
7.	交通	29,186.6
8.	通信	10,813.8
9.	娯楽・レジャー・文化	22,976.7
10.	教育	6,158.6
11.	外食・宿泊	23,453.6
12.	その他	40,100.2
	国内家計最終消費支出	293,297.7

複合財・サービスの問題もある。パッケージツアーは運輸、宿泊、食事を含むことが多いが、これらを分割せずに、「パッケージ・ホリデー」とする。一方、教育サービスは、教育、医療、運輸、レストラン、学寮などを含むとき、できる限りこれらに分離することが望ましい。この他、治療、宿泊、食事を含む入院医療サービス、また、宿泊・食事つき乗車券はそれぞれ、医療、運輸とする。これらの取り扱いは、データの利用可能性を踏まえつつ、できるだけ正確な目的分類を得るという観点から、個別に検討した結果であるとしている。

## 参考文献

Commission of the European Communities, International Monetary Fund,

Organization for Economic Cooperation and Development, United Nations,

World Bank (2009), 'System of National Accounts 2008',

Organization for Economic Cooperation and Development (1998), "Draft publication: SNA Classifications (COICOP, COPNI, COFOG) STD/NA/RD(98)10

United Nations (2002) "Classification by Broad Economic Categories" ST/ESA/STAT/SER.M/53/Rev.4

United Nations (2015) "Central Product Classification (CPC) Version2.1"

ST/ESA/Stat/SER.M/77/Ver.2.1

# 我が国における生産物分類策定の現状と課題

植松良和、永井一郎、坂田大輔(総務省政策統括官(統計基準担当))

### はじめに

1970年代初頭、国連等の国際機関によって策定された国際的な分類間で調和を図ろうとする取り組みが始まり、その中で、生産物に関しての標準な分類が必要になるという認識が生じた。そして1970年代後半には、国連において生産物分類の策定作業が開始された(United Nations 2015, vii-viii)。国連の中央生産物分類(Central Product Classification:以下、CPCと略記する)は、暫定版が1991年に公刊され、さらに第1版が1998年に公刊された。

2015 年に公刊された第 2.1 版では、その主たる目的を「すべての経済体における生産活動の結果である財及びサービスを分類すること」(United Nations 2015, iii)としている。現在、これと同様の目的を持った生産物分類としてアメリカ合衆国・カナダ・メキシコの北米生産物分類体系(North American Product Classification System:以下、NAPCSと略記する)や、EUの活動別生産物分類(Classification of Products by Activity:以下、CPAと略記する)等が開発されており、統計作成などにおいて活用が進められている。これに対して、我が国では、現在、統計を商品別に表示する場合の標準として日本標準商品分類が存在するが、同分類は輸送可能な財分野のみでありサービス分野に関しては未整備であるほか、平成 2 年 6 月を最後に改定が行われていないなどの状況にある。

以下、本稿では次の構成で、我が国の生産物分類策定の状況について概説する。まず、第 1 節では、生産物策定に関するこれまでの経緯及び現在の生産物分類策定の基本的な流れについて概説する。次に、第 2 節では、生産物分類策定における基本的な考え方について概説する。第 3 節では、第 1 節や第 2 節で示した生産物分類策定の基本的な流れや基本的な考え方に沿って、実際にどのように生産物分類策定が進められているかを「法律事務所・特許事務所」と「本社サービス及び持株会社サービス」に関する分類策定を例として概説する。前者は、ある産業における分類策定の検討過程の例であり、後者は、全産業に横断的に生じる事柄に関する分類策定の検討過程の例である。そして、最後に、むすびにかえて、今後、生産物分類策定を進める際に検討していかなければならない分類策定上の課題について概説することとする「。

## 1. 我が国における生産物分類策定の現状

#### 1-1. これまでの経緯

我が国における生産物分類に関する議論は、2009年3月及び2014年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」と略記する)を通じて進んだ。

2009 年の第 I 期基本計画では「日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位

<sup>1</sup> 本稿の内容は、基本的に 2018 年 9 月 20 日に行われた、第 16 回生産物分類策定研究会の時点までに行われた議論を元に作成されている。このため、我が国の生産物分類に関する本稿の内容は、全て最終的な確定前のものであり、最終的な生産物分類やその考え方と合致するものでは必ずしもないことを留意されたい。

に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する」 (総務省 2009, p.45)ことの検討が求められた。これに伴い、総務省では、関係府省及び学識経験者により構成される検討会議を開催し検討を行った。

検討会議では、①「我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと」、②「国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと」、そして、③「現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと」が指摘され、結果として「現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない」ことになった(総務省政策統括官(統計基準担当)2014、p.49)。

しかしながら、続く2014年の第Ⅲ期基本計画において、「各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益である」(総務省 2014, p.8)との指摘がなされ、「生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める」(総務省 2014, p.34) こととなった。

そして、2017年5月に統計改革推進会議決定がなされた『統計改革推進会議の最終取りまとめ』 (以下、「最終取りまとめ」と略記する)において、GDP統計の精度向上を図るために産業連関表の供給・使用表(SUT)体系への移行を目指す上での基盤整備として「総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行う」(統計改革推進会議 2017、p.11)ことが決定された。

過去の議論では、全ての政府統計に適用される統計基準として生産物分類を策定する必要性が明確でなかったことが、検討が進まない要因の一つとなっていたが、最終取りまとめの決定により、GDP統計の精度向上を図るための産業連関表のSUT体系への移行に資するよう、国民経済計算や産業連関表等の加工統計と経済センサスなどその主要な推計基礎統計を中心に適用するための統計分類として策定する、という目的が明確化された。

こうした中で、総務省では、以前からの検討に加え、2017年5月から、関係府省及び学識経験者からなる生産物分類策定研究会を開催し、生産物分類の策定を進めることとなった。

## 1-2. 生産物分類策定研究会

生産物分類策定研究会(以下「研究会」と略記する)は、座長の宮川幸三教授(立正大学)を中心に、3 名の構成員(居城琢准教授(横浜国立大学)、菅幹雄教授(法政大学)、牧野好洋教授(静岡産業大学))及び1名の審議協力者(中村洋一教授(法政大学))並びに関係府省の出席者で構成されている。

2018年10月1日時点で、表1のとおり、16回の研究会が開催されている。このうち、第1回から第5回までの間に生産物分類の策定に関する基本的な考え方について議論が行われ、後述する「生産物分類策定における基本的な考え方」が定められた。

第6回以降は、基本的に日本標準分類の大分類ごとに各産業分野における生産物(サービス) の検討を行っている。

#### 1-3. 分類案作成の基本的な流れ

生産物分類の策定は、まず、主に日本標準産業分類の小分類又は中分類ごとに、同分類に該当する企業・事業所が産出する生産物リストを作成する。そして、それを研究会で検討し、それを踏まえて修正を行った後、再度研究会で検討する、という流れで進めている(図 1 参照)。

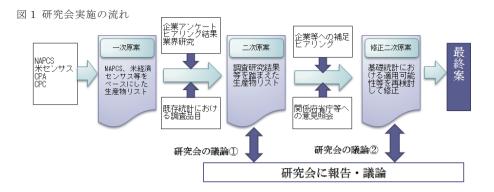
生産物リストには一次原案と二次原案があり、一次原案の作成では、NAPCSと、NAPCSを用いて一部細分化などを行った 2017 年アメリカ経済センサスの調査品目、CPA、CPCを参考に作成を行うが、中でも特に需要(用途)ベースの分類概念に基づくNAPCS及びアメリカ経済センサスの調査品目を参考にしている。

表 1 生		定研究会の日程と王な議題(2018	3 年9月ま	での開催分	<b>&gt;</b> )			
回	開催日	主な議題	旦	開催日	主な議題			
第1回	2017/5/26	生産物分類策定研究会の開催	第 11 回	2019/4/24	L 学術研究,専門・技術サービス業			
第2回	2017/6/20	分類構成の在り方	弗 11 凹	2018/4/24	M 宿泊業,飲食サービス業			
第 3 回	2017/7/28	生産物分類の策定に関する意見			O 教育, 学習支援業			
第 4 回	2017/9/15	生産物分類策定の基本的な考え方			F 電気・ガス・熱供給・水道業			
第 5 回	2017/10/25	生産物分類策定の基本的な考え方			L 学術研究, 専門・技術サービス業			
第6回	2017/11/20	L 学術研究,専門・技術サービス業	第13回	2018/6/26	N 生活関連サービス業, 娯楽業			
第 7 回	2017/12/22	H 運輸業,郵便業	第 14 回	2018/8/9	P 医療, 福祉			
第8回	2018/1/30	L 学術研究,専門・技術サービス業	<b>第14</b> 回	2018/8/9	K 不動産業,物品賃貸業			
おの凹	2018/1/30	M 宿泊業,飲食サービス業	第 15 回	2018/9/6	G 情報通信業			
第9回	2018/3/6	F 電気・ガス・熱供給・水道業	377 1.5 Ed	2010/7/0	O 教育, 学習支援業			
27712	2010/3/0	L 学術研究, 専門・技術サービス業	第 16 回	2018/9/20	R サービス業(他に分類されないもの)			
第 10 回	2018/3/22	K 不動産業,物品賃貸業	277 10 四	2010/9/20	N 生活関連サービス業, 娯楽業			
第10回	2010/3/22	L 学術研究, 専門・技術サービス業						

表 1 生産物分類策定研究会の日程と主な議題(2018年9月までの開催分)

続いて、一次原案を参考に二次原案を作成するが、生産物分類は、経済センサスなどSUTの推計における重要な基礎統計の調査品目の区分として使用が想定されているため、調査回答者となる企業が報告可能な区分となっていることが重要となる。そこで二次原案を作成するに当たり、各種資料に基づく検討に加えて、企業・事業所における当該区分ごとの売上高の報告可能性の確認のため、企業や関係業界団体等へのヒアリングやアンケート調査を行っている。そして、それらを踏まえた上で、基礎統計における報告可能性が比較的高いと考えられる水準で区分された最下層分類項目とその内容例示のほか、複数の最下層分類項目を統合した統合分類項目からなる二次原案を作成している。

この二次原案を中心に 1 回目の研究会を開催し、そこでなされた議論を元に二次原案の修正作業が行われる。修正作業では、企業等への補足ヒアリングや関係府省等への意見照会も行う。 そして作成された修正二次原案をもとに2回目の研究会が開催される。したがって、二次原案が最終案となるまでには、少なくとも2回の研究会で議論が行われることになる。



## 2. 生産物分類策定における基本的な考え方

#### 2-1. 生産物の範囲

以下では、第 5 回研究会(2017 年 10 月)で決定された「生産物分類策定の基本的な考え方」 (以下、「基本的な考え方」と略記する)について概説する。

「基本的な考え方」では、生産物を「経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのものを含む」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.2)と定義している。したがって、生産物の中には、①有形財(輸送可能財・輸送不可能財(建物等))、②無形財(ソフトウェア、研究開発、特許、商標、著作権等の知的財産等)、③サービス、が含まれる一方で、土地及び金融資産・負債は含まれない。

この定義により、①政府サービス、②企業内取引(本社サービス、自家輸送等)、③自己勘定総固定資本形成(企業内研究開発、自社開発ソフトウェア等)、といったものも生産物に含まれることになる。しかしながら、これらを実際に生産物分類として設定するか否かについては、個別に検討を行うものとしている。

## 2-2. 分類の基準

SUT特に使用表においては、生産物ごとにどの用途とされているかを把握する。このため、生産物分類がその基準となることを踏まえ、生産物の区分は、「用途の類似性」に着目して行うこととなった。「基本的な考え方」では、用途の類似性を検討するに際しての観点として、①生産物の需要先と②生産物の代替性の2点を挙げている。より具体的に言うと、それぞれ次のような検討をすることとなる。

①の「生産物の需要先」では、「中間消費、民間又は政府の最終消費、固定資本形成、輸出など、需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.2)。これに対して、②の「生産物の代替性」では、「代替性が高いものは同一の分類とすることを検討し、代替性が低いものは別の分類とすることを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)こととした。

また、これらに加えて、「一般的に認識される生産物の特性の違いや国際比較可能性」についても考慮することとされた(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a、p.3)。

したがって、生産物分類の策定では、「生産物の需要先」、「生産物の代替性」、「生産物の特性」、及び「生産物の国際比較可能性」が検討の中心となるが、上述のように「基礎統計における報告可能性」も生産物分類にとって重要な要素である。

## 2-3. 分類の構成と他の統計分類との関係

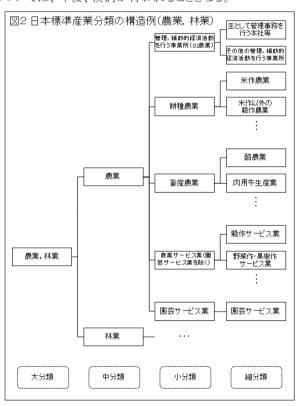
一般的に統計分類は、ツリー構造を持っている。例えば、日本標準産業分類であれば、図 2 のように大分類、中分類、小分類及び細分類の 4 つの階層からなっており、細分類が最下層で最も細かい分類となっている。

「基本的な考え方」では、生産物分類では最下層の分類項目において、「SUTにおける生産額推計の基礎となる項目数を確保できる程度の粒度」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)をもつ分類とする方針が定められている。後述するように、現在作成中の分類原案では、最下層分類とそれを基本的な考え方に沿ってまとめた統合分類の作成を行っている。これらをさらに多くの階層からなる分類構造にするか否かについては、今後、検討が行われることとなる。

分類の階層構造は他の分類との対応関係についても影響を及ぼす事項である。「基本的な考え方」では、生産物分類と日本標準産業分類の対応表を作成することを予定している。そして、その際、「各種基礎統計及び経済指標の作成及び利用における利便性を確保するため、最下層のみならず中位層レベルにおける対応関係の整理についても検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)こととしている。

またこの他に、国連の生産物分類であるCPC及び関税分野における分類である「商品の名称及び分類についての統一システム(HS)」との対応表を作成する予定である。

(なお、HSについては、財を対象と しているため、サービス分野の生産物 分類と対応しない。)



## 3. 生産物分類検討の実例

#### 3-1. 「法律事務所・特許事務所」分野における生産物の検討事例

以下ではまず、「法律事務所・特許事務所」の分野における分類の検討課程を概観していくこととする。「法律事務所・特許事務所」は、産業ごとの生産物の検討を初めて行った第6回研究会において検討された産業である。日本標準産業分類上、「法律事務所・特許事務所」は小分類の分類項目で、大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」下の中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」に含まれる。第6回研究会では、同時に、大分類L下の中分類である「自然科学研究所」、「人文・社会科学研究所」、「公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所」、「行政書士事務所」、「公認会計士事務所,税理士事務所」、「社会保険労務士事務所」及び大分類L下の中分類「経営コンサルタント業、純粋持株会社」に含まれる細分類「経営コンサルタント業」についても検討が行われた。

表 2 は一次原案の作成用に整理されたNAPCS、アメリカ経済センサスの調査品目、CPA、及びCPCの表を元に作成したものである<sup>2</sup>。上述のように、一次原案作成においては、需要(用途)ベースの分類概念に基づくNAPCS及び 2017 年アメリカ経済センサスの調査品目を参考にしており、研究会に提出された一次原案は 2017 年アメリカ経済センサスの調査品目と同様の構造を持っている(表 3 参照)。

次に、研究会での議論の中心となる二次原案を一次原案から作成するが、上述のように、ここでは、企業へのアンケート調査やヒアリングの結果、各種資料にもとづく業界研究、既存統計における調査品目といった情報を活用している。こうした情報などを元にさらに検討を進めていった結果、作成されたのが表 3 中の二次原案に示されている分類案である。

こうして作成された「法律事務所・特許事務所」の二次原案に関連して、いくつかの意見や質問が研究会で出された。そうした意見や質問の一つとして、「個人向け」及び「法人向け」という用語に関する意見があった。表 3 及び表 4 にあるとおり、第 6 回研究会に提出された二次原案では、分類項目に「個人向け」及び「法人向け」という用語が使用されている。これに対して、「個人向け」及び「法人向け」という用語では、個人企業に対して提供したサービスの部分を調査の際にどちらに分類するのか、調査回答者の判断が分かれる可能性があるため、定義が明確になるような名称を検討すべきとの指摘がなされた。研究会後、検討を行った結果、「個人向け」を「一般消費者向け」へ、「法人向け」を「事業者向け」へと修正するという案が出された。

また、「法律事務(不動産)」の定義に関連する質問があった。研究会に提出された資料では、「法律事務(不動産)」の定義を、「不動産取引等に係る相談、調査、書類作成、登記の代理、交渉、訴訟活動など(区分できない個人向けを含む)」としていたが、この「区分できない個人向けを含む」という点に対して、こうした定義をもつ項目³には、法人向け、個人向けがすべて包含され、法人向けと個人向けの合算値が把握されると考えてよいか、という質問がなされた。「法律事務(不動産)」は法人向けと個人向けが混在する生産物となっていた。設定した定義に従えば、「法律事務(不動産)」には「法人向け」、「個人向け」が包含され、当該項目では「法人向け」と「個人向け」の合算値を把握することになるという回答になるが、第8回研究会において、こうした定義を用いるこ

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 表 2 及び表 3 の内容は研究会に提出されている。実際に提出された表については、総務省政策統括官 (統計基準担当)(2017b)を参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「法律事務 (不動産)」と同様に、「法律事務 (労働法)」や「司法書士事務 (不動産権利登記)」にも 「区分できない個人向けを含む」と定義されており、研究会における質問の対象となった。

とによって調査上の問題が生じる可能性が指摘されたため、定義の変更を検討することとなった。

第8回研究会において指摘された調査上の問題点とは、次のようなものである。「法律事務所・特許事務所」の二次原案で設定された生産物分類は統合分類レベルでは、「特許事務」を除くと個人向けの「個人向け法律事務」と法人向けの「法人向け法律事務」に分類されている。したがって、もし、統合分類の項目を用いて調査票を作成した場合、法律事務の売上は、個人向けと法人向けに分けて把握されることとなる。一方で、最下層分類の項目を用いて調査票を作成した場合、「法律事務(不動産)」には個人向けが含まれることになるため、調査結果から「法人向け法律事務」の集計値を計算した際に、個人向けが一部含まれ、反対に「個人向け法律事務」からは一部の個人向けが除かれることになる。つまり、統合分類の項目を用いた調査票で調査した場合の「法人向け法律事務」及び「個人向け法律事務」の値との間には原理的にずれが生じることになる。

検討の結果、この混在の問題を回避するため、「法律事務(不動産)」を「法律サービス(一般消費者の不動産問題)」及び「法律サービス(事業者の不動産問題)」に分割する案が提案された(同様の観点から、「法律事務(労働法)」も「法律サービス(被用者の労働問題)」と「法律サービス(使用者の労働問題)」に分割することとなった)。

## 3-2. 生産物分類における本社及び持株会社のサービスに関する取扱の検討

上述した、「法律事務所・特許事務所」における生産物の検討過程は、ある産業から主に産出される生産物に焦点を当てた検討作業の過程といえる。生産物分類の策定作業では、こうしたある産業ごとの生産物分類の検討以外にも、全産業において横断的に発生する事柄についての検討が必要となることもある。そうした検討の一つとして、「本社サービス」及び「持株会社のサービス」<sup>4</sup>の取扱に関する検討がある。

すでに述べた通り、「本社サービス」は定義上生産物の範囲に含まれる。しかしながら、実際に生産物分類として設定するか否かについては別途検討するとされていたものである。その後の検討では「本社サービス」及び関連する「持株会社のサービス」を生産物分類の分類項目として設定することには、①日本標準産業分類に対応する生産物を設定できる<sup>5</sup>、②海外の生産物分類との比較可能性を確保出来る、③国内及び海外における本社活動の把握に資する、④投入構造の変化の適切な把握に資する、といった意義が明らかになった。

こうした意義に鑑み、「本社サービス」及び「持株会社のサービス」の設定についての検討が行われた。以下では、「本社サービス」及び「持株会社のサービス」についての現時点での検討内容を概観していくこととする<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 本社活動は、経営企画、管理、総務、経理、広報、営業などいわゆる間接的な活動である。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 現在の日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改訂) では、全 99 個の中分類のうち、93 の中分類について、それぞれ「管理,補助的経済活動を行う事業所」という小分類が設定されており、その細分類として「主として管理事務を行う本社等」が設定されている。

<sup>6</sup> 本項の記述は、主に総務省作成の総務省政策統括官(統計基準担当)(2018b)の記述に、第 11 回生産物分類策定研究会で行われた議論の内容(総務省政策統括官(統計基準担当)(2018c)にもとづく)を加えて再構成したものである。

瀬
R
1
涶
$\mathbb{H}$
0
*
$\mathbb{H}$
10
4
黑
$\lesssim$
那
ਅ
1
#
特計
•
近
探
律事
#
班
2
表
llΗ

X T THE SOUND THE SOUND IN		-	
NAPCS	2017年米国経済センサス		CPC
差押え執行サービス	差押え執行サービス	法律サービス	法律サービス
法務サービス(刑法)	刑法	刑法に関する法律顧問及び代理サー	刑法に関する法律顧問及び弁護サー
法務サービス(遺言・財産権・信託財産)	遺言・財産権・信託財産	ĽХ	ĽΥ
法務サービス(家族法)	家族法	商業法に関する司法手続における法律	その他の法律分野に関する法律顧問
法務サービス(不動産法)	不動産法	顧問及び代理業務	及び弁護サービス
法務サービス(企業法・商法)	企業法-商法	労働法に関する司法手続における法律	法的文書作成及び証明サービス
	破産法	顧問及び代理業務	その他の法的サービス
	知的財産法	民法に関する司法手続における法律顧	仲裁及び調停サービス
	税法	間及び代理業務	その他、他に分類されない法律関連
	他に分類されない企業法・商法	特許、著作権及びその他の知的財産	サービス
法務サービス(民事過失法)	民事過失法	権に関する法律サービス	
法務サービス(労働法・雇用法)	労働法-雇用法		
法務サービス(その他の民事法)	その他の民事法	- 仲教及ひ調停サーロ人 葉士は にっこう	
	環境法		
	国際法・公法	- てい他の法律来務	
	医療法	(suctions) 田夕田 (sections) 田夕期 (subsections)	(suo:+jest] 無分日 (suo:
	その他の民事法(入管法、消費者法、	小分類 (divisions)、袖分類 (groups)、袖々分類 (subgroups)、	oups)、細々分類(subgroups)、
	その他の刑法以外の法)	三国間生産物 (trilateral products)	cts) という六つの階層を持って
法務専門家 か会いサードス 子の他の	決務専門家か会いサードス その他の	いる。本表のNAPCSの分類項目は全て最も細かい三国間生産物	目は全て最も細かい三国間生産物
法務コンサルティングサードス		の項目である。	
法務・特許資料申請、調査サービス	法務調査・文書サービス		
	不動産権原、要約、調停サービス	任2) 本表では、字下げは階層構造   15 「注4: 15 ・ 15 ・ 15 ・ 15 ・ 15 ・ 15 ・ 15 ・ 15	部を表している。例えば、C b C s 号 D L 「 b st i E + 2 光色 計画
	特許・商標・著作権・その他の知的財	- では、「扮年ケーロ人」が一つ「の酒」で「打扮に関うの扮年斸百」などの「おは出来」「なって「陌日に盆分がまと、 せんじょ かーく	7層層に「お祝行圏」の沿毎圏回げ盆分分かさん。 かべげゃ シーク
	産申請資料作成及び調査サービス		い替く言いなら。 いりいもく ノーアスニ のなな 「在港及び調停中
	他に分類されない文書作成及び調査	「で指揮」というできない。 こうしょう シャル・コージ へい はい 一 一 で こうしょう しょく しょく しょく しょく 類 はいない 法律関連サービス」 に細分	こべ」シング、これなくの話されたいない法律関連サービス」に細分
1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	サードス	化され、「刑法に関する法律顧問及	なび弁護サービス」などの「その
令状送達人サービス	令状送達人サービス	他の法的サービス」以外の項目は細分化されず	留分化されず、同名の生産物が下
他に分類されないその他の法務支援	他に分類されないその他の法務支援	の階層にも存在することになる(上記の通りNAPCSはすべて同	上記の通りNAPCSはすべて同
サービス	サービス	- 一階層の三国間生産物のため、字	下げされている項目はない)。
仲裁・調停サービス(環境を除く)	仲裁・調停サービス		
	仲裁・調停サービス(国際商取引)	   出別)総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)	俥担当)(2017b) を元に作成。
	仲裁・調停サービス(国際商取引を除く)		
公証・認証サービス	公部・認証サービス		
		7	

表 3 第一次原案と第二次原案

第二次原案

IOにおける表彰項目	法律事務所、特許事務所	公証人役場、司法書士事務所	公認会計士事務所、税理士事務所		経済センサスにおける調査項目	法律事務	特許事務	公証人、司法書士事務	土地家屋調査士事務	行政書士事務	公認会計士事務	税理士事務	社会保険労務士事務		企業アンケート結果にもとづく分類案	く法律事務所>	遺言•相続	<b>露性</b> 婚	成年後見	借金問題-債務整理	財産管理	労務•人事	破産事務	交通事故	訴訟	証書作成	
第一次原案(一部略)	差押え執行サービス	法務サービス(刑法)	法務サービス(遺言・財産権・信託財産)	法務サービス(家族法)	法務サービス(不動産法)	法務サービス(企業法・商法)	法務サービス(破産法)	•••	法務サービス(民事過失法)	法務サービス(労働法・雇用法)	法務サービス(その他の民事法)	法務サービス(環境法)		法務専門家立会いサービス、その他の法	海コンナルトイングナードス	法務・特許資料申請、調査サービス			会状法権人サーバス		になっている。このはなどとは、アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・	世界・間信井一ブル	一下数 調 アク しく 中報調 は サーブン (国際 格 B ご)	上級闘トゥ   二人/国際同分引   白帯調停十一ブラ(国際路町引を除く)		み間で聞くてく	

人向け法律事務 法律事務(過言·相続) 法律事務(遺言·相続) 法律事務(遺言·相続) 法律事務(成年後見) 法律事務(債務整理) その他の個人向け法律事務 人向け法律事務 法律事務(企業法務) 法律事務(受職法務)			ı			务				务				
個人向け法律事務 法律事務(刑事事 法律事務(遺言・ 法律事務(確婚) 法律事務(債務項 法律事務(債務項 之の他の個人向 大向け法律事務(人 法人向け法律事務(人 法人向け法律事務(不動於 法律事務(不動於 法律事務(不動於	・	法律事務(遺言・相続)	イエナン(A) I III(A) イエナン (大十十分) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	法律事務(成年後見)	法律事務(債務整理)	その他の個人向け法律事務	法人向け法律事務	法律事務(企業法務)	法律事務(労働法)	その他の法人向け法律事務	特許事務	特許事務(国内)	特許事務(内外)	特許事務(外内)

注) 字下げは階層構造を表している。例えば、第二次原案では、「特計事務」は下の階層で「特許事務(国内)」、「特許事務(内外)」及び「特許事務(外内)」の3つの生産物に細分化されており、これらは最下層分類である。「個人向け法律事務」と「法人向け法律事務」は「特許事務」と同じ階層の生産物であり、これらは統合分類である。

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)を元に作成。

特許·商標·意匠·実用新案登録

特許調査 商標調査

異議申立 鑑定 発明相談

<特許事務所>

表 4 第二次原案と修正第二次原案

第二次原案		修正二次原案
個人向け法律事務		一般消費者向け法律サービス
法律事務(刑事事件)		法律サービス(刑事事件)
法律事務(遺言・相続)		法律サービス(遺言・相続)
法律事務(離婚)		法律サービス(離婚)
法律事務(成年後見)		法律サービス(成年後見)
法律事務(債務整理)		法律サービス(債務整理)
その他の個人向け法律事務		法律サービス(一般消費者の不動産問題)
法人向け法律事務	Ĩ`·.	法律サービス(被用者の労働問題)
法律事務(不動産)	```	その他の一般消費者向け法律サービス
法律事務(企業法務)		事業者向け法律サービス
法律事務(労働法)		法律サービス(事業者の不動産問題)
その他の法人向け法律事務		法律サービス(企業法務)
特許事務		法律サービス(使用者の労働問題)
特許事務(国内)	```	その他の事業者向け法律サービス
特許事務(内外)		特許事務
特許事務(外内)		特許事務(国内)
		特許事務(内外)
	111	特許事務(外内)

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)及び、総務省政策統括官(統計基準担当)(2018a)を元に作成。

## 3-2-1. 海外の生産物分類における取扱

まず、海外の生産物分類について見てみると(表5参照)、本社サービスについては、CPC、CPA、NAPCSともに、企業グループを管理統括する持株会社のサービス又は複数事業所を有する企業を管理統括する本社事業所のサービスを想定している。

しかしながら、本社サービスの定義・範囲について見ると、CPC及びCPAが管理統括活動のみを対象としているのに対して、NAPCSでは、本社サービスを管理統括活動のほか、人事、会計、広報、研究開発等の付随的活動も含む複合サービスとして定義しているという違いがある。また、CPC及びCPAの本社サービスは、概念上、売上が発生しない企業内取引も対象としているが、NAPCSでは企業内取引は対象外とするといった違いもある<sup>7</sup>。

CPC及びCPAでは「持株会社サービス」も設定されている。これは、持株会社が他の企業の経営権を取得する目的で当該企業の株式を保有するサービスであり、管理統括業務は含まれないものとして設定されている。これに対して、NAPCSには持株会社サービスはないが、類似する生産物として「自己勘定における売買目的有価証券・商品契約(利子及び配当金を含む)」が存在している。

<sup>7</sup> EU統計局及びアメリカセンサス局への照会結果による。

表 5 NAPCS、CPC、CPA における本社サービス及び持株会社サービスの分類と定義

生産物 分類	本社サービス	株式保有サービス
NAPCS	81 会計、経営、管理及び各種サービス	(該当する分類なし)
	811 会計、経営、管理及び各種サービス	Sealer IN 1 - or 11 - or 11.
	81102 受託管理・運用サービス(資産及び 建設プロジェクト管理を除く)	※類似する生産物   41102060101 自己勘定における売買目的有価証
	8110202 企業向け本社業務サービス	券・商品契約(利子及び配当金を含む)
	811020201 企業向け本社業務サービス	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	81102020101 企業向け本社業務サービス	キャピタルゲインのための自己勘定での証券及び
	企業の本社が当該企業の他の部門に提供す	商品契約の売買
	る複合サービス。サービスは社内で製作すること	
	も、外部のベンダーから購入することもある。複	
	合サービスには、戦略計画、財務管理、人事管	
	理、会計、法務、事務管理、研究開発、広告、保険、知的財産のライセンス、フランチャイズ、フ	
	アイナンス、IT 管理などのサービスの一部または	
	全部が含まれる。	
	含まれるもの:	
	直接および移転価格設定の両方を通じ、企	
	業の他の部門に提供される複合サービス	
	除外項目:	
	個別に販売された個々のサービスは、提供さ	
	れたサービスの種類によって分類される。	
CPC	8 事業及び生産サービス	7 金融及び関連サービス、不動産サービス、レン
	83 専門的及び技術的な業務サービス (研究、開発、法務及び会計サービスを除く)	タル及びリースサービス 71 金融及び関連サービス
	831 経営コンサルティング及び管理サービ	717 金融資産保有サービス
	ス;情報技術サービス	7170 金融資産保有サービス
	8311 経営コンサルティング及び管理サービス	71701 子会社の株式保有サービス
	83118 本社サービス	含まれるもの:
	含まれるもの:	持株会社によって提供されるサービス。つまり、
	本社によって同じ企業内の他の部門に提供さ	経営権を保有するために企業の株式(又はその
	れる戦略的経営サービス	他の持分)を保有すること。
CPA	M 専門、科学及び技術サービス 70 本社サービス、経営コンサルティングサービス	K 金融及び保険サービス
	70.1 本社サービス、経営コンサルティングサービス	64 金融サービス(保険及び年金基金を除く) 64.2 持株会社のサービス
	70.10 本社サービス	64.20 持株会社のサービス
	70.10.1 本社サービス	64.20.1 持株会社のサービス
	70.10.10 本社サービス	64.20.10 持株会社のサービス
	含まれるもの:	含まれるもの:
	本社によって同じ企業内の他の部門に提供さ	主として、経営権を保有するために企業の株式
	れる戦略的経営サービス	(又はその他の持分)を保有する持株会社のサー ビス
	除外項目:	
	管理統括を行わない持株会社サービス	
	(64.20.10参照) t CPC CPA 及び NAPCS に基づき 総務省で仮言	

注) 本表は CPC、CPA 及び NAPCS に基づき、総務省で仮訳・整理を行った。 出所) 総務省政策統括官(統計基準担当) 2018b, pp.3-4

## 3-2-2. 我が国の持株会社の売上高及び企業の本社経費について

「純粋持株会社実態調査」(経済産業省)によると、持株会社の売上高及び営業収益として、受取配当金、受取利息、経営指導料や業務委託手数料等のグループ運営収入、資産の賃貸料・使用料収入が計上されている。

表 6 を見ると、こうした純粋持株会社の売上高又は営業収益のうち、受取配当金の割合は 7 割以上にのぼり、その大半を占めていることがわかる。この受取配当金には、①税務上、二重課税を排除するために株式保有割合に応じて全額又は一部が益金不算入となる、②子会社では配当金は損益計算書に計上されない、などの特性があり、他のグループ運営収入や賃貸料収入とは異なる性格を有している。

企業の本社活動についてみると、本社活動による売上は基本的に発生しないため、経費として 把握する必要がある。しかしながら、本社活動のみの経費を把握することは基本的に難しい<sup>8</sup>。

表 6 純粋持株会社の売上高又は営業収益(関係会社との間で発生したもの)(百万円)

区分	概要	売上高又は
		営業収益
受取配当金	保有株式に伴い得られた配当(営業外に該当するものを除く)	2,265,267
受取利息	貸出に伴う利息(営業外に該当するものを除く)	41,927
グループ運営収入	グループ運営のための各種サービスを提供し、その対価として得た	536,016
及び類するもの	収益。純粋持株会社の売上高及び営業収益の科目において、運	
	営費用収入、グループ運営収入、グループ経営運営収入、経営管	
	理料、経営指導料、業務受託料、業務委託手数料、商標使用料な	
	どに該当(営業外に該当するものを除く)	
資産の賃貸料・使	不動産等(器具・備品、ソフトウェア等の資産含む)の賃貸・使用	117,558
用料収入	料。純粋持株会社の売上高及び営業収益の科目において、資産	
	利用料、不動産賃貸収入・不動産事業収入などに該当(営業外に	
	該当するものを除く)	
事業活動を通じて	純粋持株会社として自ら事業活動(資産の賃借を除く)を行って得	32,485
得られる収入	た収益(営業外に該当するものを除く)	
その他	上記に含まれない収益(営業外に該当するものを除く)	77,263
合計		3,070,516

注)「平成27年純粋持株会社実態調査」(経済産業省)に基づき、総務省が作成した。 出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.4

#### 3-2-3. 本社サービス及び持株会社サービスの分類原案

以上の諸点を踏まえ、日本標準産業分類の「主として管理事務を行う本社等」と「純粋持株会社」が生産するサービスについて、表 7 のように分類原案が作成された。まず、本社等の主業としての生産物については、「複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるもの」と定義され、統合分類・最下層分類で「本社サービス」一つに集約された。今回の

<sup>8</sup> ただし、産業連関構造調査のひとつである「企業の管理活動等に関する実態調査」では、複数事業所を有する企業・団体に対して、企業全体の販売費及び一般管理費の詳細を調査しており、本社の管理活動等に要した経費についても「本社(建物)において管理活動等に係る業務を行う役職員及び部門等に要した経費です。本社(建物)内であっても、本社営業部、本社工場等のように直接的な事業活動を行う部門等の活動に要した経費は含みません。」(総務省ホームページ 企業の管理活動等に関する実態調査(平成23年(2011年)産業連関構造調査)「企業の管理活動等に関する実態調査 調査票」

http://www.soumu.go.jp/main\_content/000286855.pdf (2018年11月26日最終確認)) と定義して、調査している。

設定案における本社サービスの対象範囲は、企業内取引としての「管理統括活動」と「付随的活動」としている(表 8 参照)。これに対して、CPC及びCPAでは、企業内取引のほか対価を得て提供するサービスも概念上含めているが、その範囲は基本的に「管理統括活動」に限定している。NAPCSでは、企業内取引は対象外としているが、その範囲は「管理統括活動」と「付随的活動」を含むものとしている(表 9 参照)。個別に販売された個々のサービスについては、提供されたサービスの種類によって、それぞれ別掲の生産物に分類されることとしている。企業内研究開発は、「本社サービス」にもともと含まれず、別の分類項目である「研究開発のオリジナル」に含まれるとした。

持株会社等の主業としての生産物は、統合分類レベルで二つに区分した。まず、一つ目は、「持株会社における子会社等の株式保有サービス(受取配当金)」である。これは、上述のように、受取配当金が、他のグループ運営収入や賃貸料収入とは異なる性格を有すること及び受取配当金の額が純粋持株会社の売上高又は営業収益の大半を占めていることを考慮したためである。「持株会社における子会社等の株式保有サービス(受取配当金)」は最下層レベルでさらに区分することはせず、統合分類と同じ名称の最下層分類が設定されている。

二つ目は、フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはないと考え、フランチャイズ本部によるサービスも含めた、「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」である。「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」は最下層分類レベルで「経営指導サービス」、「商標(ブランド)使用許諾サービス(ロイヤリティ)」、及び「その他の持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」の三つに区分されている。ただし、持株会社では、ロイヤリティ収入や商標(ブランド)使用料を、その他のものと併せて、グループ運営収入とし、一括して計上されるケースがある。また、これまでの生産物分類の検討では、商標権(ブランド)使用料は、「産業財産権の使用許諾サービス」に含まれるものと整理しており、現時点の案では重複が生じている。こうした点については、今後調整を行う必要がある。

表 7 本社及び持株会社のサービスの設定方針案

#### 【本社等】

生産物分類名 定義 複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支 本社サービス 社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであっ て、企業内取引として費用のみが計上されるものをいう。具体的には、 管理統括業務、人事·人材育成、総務、財務·経理、法務、知的財産管 理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報シス テム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等 のサービスを含む 企業内研究開発は、別掲の「研究開発のオリジナル」に、請負(制 作)サービスとして対価を得て行われる研究開発は、別掲の「研究開発 サービス」に分類される。 経営指導やシェアードサービス等として、対価を得て本社サービスの 部又は全部を提供している場合は、別掲の「持株会社及びフランチャ イズ本部等によるグループ運営等サービス」に分類される。 また、個別に販売された個々のサービスは、提供されたサ 類によって、それぞれ別掲の生産物に分類される

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.5 を一部修正。

\_

<sup>9</sup> その後、受取配当金については、生産物分類に含めず、それに関連したものとして付記することとされた。

## 【持株会社等】

4. 文 4. 八 4. 7	والم كيان
生産物分類名	定義
持株会社における子会社等の株式保有サービス(受取配当金)	(統合分類)
持株会社における子会社等の 株式保有サービス(受取配当 金)	持株会社が子会社等の株式を保有し、経営権を取得した子会社の 事業活動を支配するサービスをいう。その対価として受取配当金を得 る。
特株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	(統合分類) 持株会社がグループ運営のために子会社等に提供する各種のサービス、及びフランチャイズ本部等がフランチャイズチェーンを展開するために加盟店等に提供する各種のサービスをいう。その対価としてグループ運営収入、経営管理料、経営指導料、業務受託料、ロイヤリティ等の収益を得る。 受取配当金は別掲の「持株会社における子会社等の株式保有サービスに分類される。 資産の賃貸料・使用料収入は、該当する別掲の賃貸サービスに分類される。 その他の事業活動により得られた収入は、該当する別掲の生産物に それぞれ分類される。
経営指導サービス	特株会社がグループを統括する立場から、子会社等に対して経営上 又は営業上の指導・管理を行うサービス、又はフランチャイズ本部等が フランチャイズチェーンを統括する立場から、加盟店に対して経営上の 指導やノウハウの提供等を行うサービスであり、その対価として経営指 導料、経営管理料等を得るものをいう。
商標 (ブランド) 使用許諾サービス(ロイヤリティ)	特株会社又はフランチャイズ本部等が、その保有する商標(ブランド) を子会社又は加盟店に使用させ、その対価としてロイヤリティ、商標(ブランド)使用料を得るものをいう。
その他の特株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運 営等サービス	持株会社又はフランチャイズ本部等が、対価を得て、子会社又は加盟店に提供するその他の各種サービスをいう。具体的には、シェアードサービス等の対価としての業務受託料、業務委託手数料を含む。

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, pp.5-6

表 8 本社、事業持株会社及び純粋持株会社別の生産物の対応

生産物分類名	本社	事業持株会社	純粋持株会社
本社サービス			
うち管理統括活動	0	0	×(注)
うち付随的活動	0		×
(人事、会計、広報、調達等)	0	0	^
持株会社及びフランチャイズ			
本部等によるグループ運営等	×	0	0
サービス			

注)純粋持株会社の管理統括活動は、「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」として、対価を得て実施しているものと整理。

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.6

表 9 海外の生産物との定義・範囲の比較

(統合)	(最下層・内訳)	日本	CPC•CPA	NAPCS
本社サービス	うち管理統括活動	0	0	○ ※企業内取引除く
	うち付随的活動 (人事、会計、広報、調達等)	0	×	○ ※企業内取引除く
持株会社には ービス(受取)	おける子会社等の株式保有サ 配当金)	0	0	0
持株会社 及びフラン	経営指導サービス	0	× ※本社サービスに含む	× <b>※</b> 本社サービスに含む
チャイズ本 部等による	商標 (ブランド) 使用許諾サー ビス(ロイヤリティ)	0	○ ※知的財産生産物として設定	○ ※知的財産生産物として設定
グループ運 営等サービ ス	その他の持株会社及びフラン チャイズ本部等によるグルー プ運営等サービス	0	× ※個々のサービスに含む	× ※個々のサービスに含む

出所)総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.7

### 3-2-4. 生産物策定研究会における検討

最後に、原案に対する研究会での検討について概観することとする。

研究会において「本社サービス」については、「本社サービスは理想的には、アウトソーシングできる「付随的活動」を除外し管理統括活動に限定した方がよい。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.1)という意見が出たが、「本社サービスの対象範囲について、統計調査において「管理統括活動」と「付随的活動」を区分することが難しく、また、本社サービスとアウトソーシングには代替性があると考えられることから、事務局案のとおり「管理統括活動」と「付随的活動」を含むものとすることでよいのではないか。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.1)という意見も出された。

「持株会社サービス」については、「持株会社のグループ運営サービスとフランチャイズ本部のサービスは、別の生産物としてもよいのではないか。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.2)や、「フランチャイズ本部が提供するサービスは、加盟店との間のサービスであり、持株会社が提供するサービスとは異なると思われ、フランチャイズ本部と持株会社のサービスは区分すべきである。」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018c, p.2)といった意見が出された。また、事務局側の提出資料において示された「フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはない」(総務省政策統括官(統計基準担当)2018b, p.8)という見解についても疑義が示され、引き続きヒアリング等により情報収集し、検討を続けることとなった。

#### 4. むすびにかえて

以上のように、我が国初の生産物分類策定は、海外の諸生産物分類を参考にしつつ、我が国の 社会・経済上の諸要因を考慮した議論を踏まえて進められている。1-3 で述べたように、こうした分 類策定作業は、基本的には産業分類にもとづく区分での分類原案の作成、及び研究会での検討 を通じて行われている。第16回時点で、今回のサービス分野の生産物分類策定の対象となってい る産業分野の多くが、少なくとも一回は、研究会での検討を終えている。しかしながら、まだ研究会 での検討が行われていない分野もあり、また、二回目の研究会での検討作業が必要な分野も多い。

サービス分野の生産物分類策定は、すでに述べたように、2018 年度末の完了を予定している。 しかしながら、完了に至るまでには、上述したような産業ごとの検討に加え、生産物分類全体に関わる課題も残っている。例えば、「用途の類似性」、「サービスの委託」、「パッケージサービス」といった課題は、今後も特に慎重な議論が必要な課題である。以下では、本稿のむすびにかえてこれらの課題について概説していくこととする。

すでに述べたように、生産物分類策定における分類の基準として、①生産物の需要先、及び②生産物の代替性の二つの観点を持つ、「用途の類似性」が採用された。①の「生産物の需要先」という観点は、より具体的に言うと「中間消費、民間又は政府の最終消費、固定資本形成、輸出など、需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.2)ということになる。これに対して、②の「生産物の代替性」という観点は、「代替性が高いものは同一の分類とすることを検討し、代替性が低いものは別の分類とすることを検討する」(総務省政策統括官(統計基準担当)2017a, p.3)ということである。

例えば、通信サービスの場合、「需要先」に着目すれば「事業者向け or 一般消費者向け」の区分が考えられるが、「代替性」や「サービスの違い」に着目すれば「音声通信 or データ通信」の区分も考えられる。このような場合、何を「用途の類似性」(又は違い)と考えるべきかといった問題が生じることになるのである。

「サービスの委託」の問題も、生産物の需要先と代替性に関連する問題と言える。例えば、福祉サービスを自治体自らが行う場合と民間企業に委託する場合について考えると、生産物の需要先(産業連関表における産出先)は異なるが、利用されるサービスは「福祉サービス」という同じ生産物である。このようなサービスを別の生産物として設定すべきか否か、というのが「サービスの委託」の問題である。

「パッケージサービス」の問題は、例えば、ウェディングサービスは、一般的に、挙式、披露宴、貸衣装、写真撮影などの複数のサービスをまとめたパッケージサービスとして提供されることが多いが、こうしたパッケージサービスを構成する個々のサービスが、単品で提供される場合もあるため、パッケージサービスを生産物分類においてどう取扱うべきかという問題である。現時点では、個別サービスの把握可能性が乏しい場合はパッケージサービスとして扱う、として分類作成を進めることとしているが、パッケージサービスは多くの分野に存在しており、扱いが難しい問題となっている。

以上のように、生産物分類の策定作業完了のためには、検討が必要な分野又は課題がまだ残っている。統計の精度向上に資する分類策定のため、更に検討作業を着実に進めていきたい。

#### 参考文献

- [1]United Nations (2015) Central Product Classification (CPC) Version 2.1, New York.
- [2]総務省(2009)『公的統計の整備に関する基本的な計画(平成 21 年 3 月 13 日)』 http://www.soumu.go.jp/main\_content/000283571.pdf。
- [3]総務省(2014)『公的統計の整備に関する基本的な計画(平成 26 年 3 月 25 日)』 http://www.soumu.go.jp/main content/000536498.pdf。
- [4]総務省政策統括官(統計基準担当)(2014)『平成 25 年度 統計法施行状況報告』

- http://www.soumu.go.jp/main content/000296169.pdf<sub>o</sub>
- [5]総務省政策統括官(統計基準担当)(2017a)『生産物分類策定の基本的な考え方(修正案)』 http://www.soumu.go.jp/main content/000514317.pdf。
- [6]総務省政策統括官(統計基準担当)(2017b)『個別分野の検討について(L 学術研究, 専門・技術サービス業(第1回))』http://www.soumu.go.jp/main content/000518228.pdf。
- [7]総務省政策統括官(統計基準担当)(2018a)『研究会における議論を踏まえた修正等について (L 学術研究,専門・技術サービス業(第1回))』
  - http://www.soumu.go.jp/main content/000537515.pdf<sub>o</sub>
- [8]総務省政策統括官(統計基準担当)(2018b)『本社及び持株会社のサービスの取扱いについて(案)』http://www.soumu.go.jp/main content/000550389.pdf。
- [9]総務省政策統括官(統計基準担当)(2018c)『第 11 回生産物分類策定研究会 議事概要』 http://www.soumu.go.jp/main content/000550511.pdf。
- [10] 統計改革推進会議(2017)『統計改革推進会議の最終取りまとめ』 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu honbun.pdf。

# 研究所報(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
27	統計と人権および開発-IAOS 2000 をめぐって	2001. 03. 15
28	第4回日本・中国経済統計学国際会議	2002. 03. 15
29	職安求職者にみる失業の実態	2002. 12. 20
30	国連ミレニアム開発目標と統計	2003. 10. 20
31	Workshops on "the Population Censuses" and "the Use of Census	
	Micro Data"	2003. 12. 20
32	ミクロデータとその利用	2004. 04. 20
33	International Symposia on Population Census and Micro Data	0005 01 10
0.4	Archives	2005. 01. 10
34	政府統計の二次的利用	2005. 04. 20
35	ジェンダー(男女共同参画)統計	2007. 02. 20
36	人口センサスの現状と新展開	2007. 04. 01
37	統計における官学連携	2007. 04. 20
38	ジェンダー(男女共同参画)統計 Ⅱ	2009. 02. 10
39	社会生活基本調査とその利用	2010. 01. 15
40	地方統計の現状と課題	2010. 09. 15
41	Exploring Potential of Individual Statistical Records	2011. 11. 05
42	観光統計	2013. 02. 05
43	国民経済計算関連統計の新たなる展開	2014. 01. 30
44	タウンページデータによる事業所立地分析	2014. 02. 15
45	フィンランドのビジネス・レジスター	2015. 03. 20
46	19 世紀ドイツ営業統計史研究	2015. 07. 20
47	地方統計と統計 GIS	2016. 01. 25
48	首都圏の人口移動	2017. 03. 10
49	宿泊業及び飲食業の実証分析	2018. 08. 01

研 宪 所 報 No.50 2019年1月31日

> 発行所 法政大学 日本統計研究所 〒194-0298 東京都町田市相原 4342 Tel 042-783-2325,6 Fax 042-783-2332 jsri@adm.hosei.ac.jp 発行人 菅 幹雄

# BULLETIN

# OF

# JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE

No.50 January 2019

# **Product Classification of Services**

## CONTENTS

Foreword

The Necessity of Product Classification and the North American Product Classification System (NAPCS)

Kozo MIYAGAWA

The Product Classification of EU (CPA)

Mikio SUGA

The System of National Accounts and the Product Classification

Yoichi NAKAMURA

The Current Situation and Issues of the Product Classification in JAPAN Yoshikazu UEMATUSU, Ichiro NAGAI, Daisuke SAKATA